

全国土地家屋調査士政治連盟 設立20周年記念誌



2021

設立20周年記念誌発刊にあたって

全国土地家屋調査士政治連盟

会長 椎名 勤



土地家屋調査士政治連盟は、平成13年に設立され、本年で20周年を迎えることになりました。この節目の年に全国土地家屋調査士政治連盟は、設立20周年記念誌を発刊致します。編集にあたりご執筆いただきました皆様には深甚なる感謝の意を表する次第であります。土地家屋調査士と政治活動の歴史を振り返ると、前身である土地調査員が税務署長の嘱託により土地台帳の整理事務を行っていた時代に遡ります。

昭和2年、28歳の若さで長野県松本税務署長に着任され、後に法務大臣になられた植木庚子郎先生は、土地調査員を前に『諸君は、このような大切な仕事をしているにも拘わらず、法的な資格もなく何の保証もない。諸君は先ず団結すべきだ。団結こそ総ての根元をなすものだ。』と述べ、居合わせた先人は、この言葉を自らの将来に対する示唆と受け止め、深く心に刻み、法的資格獲得に立ち上がりました。

そして、20数年間にわたる国会への請願等、弛まぬ政治活動により、遂に昭和25年土地家屋調査士法成立の快挙を成し遂げたのであります。正に、政治活動なくして土地家屋調査士制度の誕生は無かったのであります。改めて先人の偉業に深く敬意を表する次第であります。

それから51年、平成13年に土地家屋調査士政治連盟が誕生致しました。おりからの規制緩和政策、司法制度改革の荒波に揉まれ、一時は制度の存続さえ危ぶまれた中

から、日本土地家屋調査士会連合会との連携により、弁護士に隣接する法律専門職種の地位を獲得し、土地家屋調査士制度に新たな1ページを記しました。

これまで多くの先人が制度の改革・推進に力を注ぎ、幾多の功績を積み上げ、社会に貢献しつつ、土地家屋調査士の地位を高めてまいりました。政治連盟設立20周年にあたり、私達は、先人の思いを受け継ぎ団結し、不動産表示登記制度の最前線で活動する土地家屋調査士の現場の声を政治に届け、不動産表示登記制度の充実・発展と土地家屋調査士制度の未来を確かなものにする政治活動を行います。

昨年10月26日、日本土地家屋調査士会連合会、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会、全国土地家屋調査士政治連盟が初めて連携し、コロナを乗り越え、立場の違いを乗り越え、制度制定70周年記念シンポジウム成功させました。植木庚子郎先生の『団結こそ総ての根元をなすものである。』とのお言葉を94年経った今においても実感した次第であります。次の制度制定80周年に向けて日調連、全公連、全調政連がしっかりと団結し、広がる未来の構築に邁進したいと考えます。

記念誌発刊にあたり、関係各位の皆様には引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

目 次

I 祝辞

日本土地家屋調査士会連合会会長 國吉正和	2
法務大臣 衆議院議員 上川陽子	3
国土交通大臣 衆議院議員 赤羽一嘉	4
自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長 衆議院議員 塩崎恭久	5
公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会会長 衆議院議員 高木陽介	6
立憲民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟会長 衆議院議員 逢坂誠二	7
全国公共嘱託登記土地家屋調査士連絡協議会会長 榊原典夫	8

II 全国土地家屋調査士政治連盟20年の歩み..... 9

制度20周年を顧みて	名誉会長 横山一夫
設立	
全国土地家屋調査士政治連盟綱領	
全国土地家屋調査士政治連盟設立趣意書	
年次別主な出来事	
各年における主な要望事項	
全国の調政連会員数の推移	
歴代役員一覧表	

III 土地家屋調査士制度制定70周年 及び 政治連盟設立20周年記念シンポジウム 23

開催にあたって	
1. 基調講演『防災・減災・国土強靱化!! ～まちづくりにおける土地家屋調査士の役割』	内閣総理大臣補佐官 和泉洋人
2. 意見発表『狭あい道路整備促進の必要性について』	国土交通省住宅局市街地建築課長 宿本尚吾 岡崎市建築部次長 田口富隆 静岡県土地家屋調査士会 名誉会長 米澤 實
3. 提言『法改正!狭あい道路解消の可能性について』	参議院議員 豊田俊郎

IV 土地家屋調査士へのメッセージ「がんばれ土地家屋調査士」..... 47

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟 事務局長 衆議院議員 柴山昌彦	
自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟 事務局次長 衆議院議員 城内 実	
自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟 事務局次長 参議院議員 豊田俊郎	
立憲民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟 幹事長 衆議院議員 小宮山泰子	
自由民主党外交調査会長 衆議院議員 衛藤征士郎	
元厚生労働大臣 衆議院議員 根本 匠	
内閣官房副長官 衆議院議員 坂井 学	
元法務大臣 衆議院議員 山下貴司	
元財務副大臣 参議院議員 藤川政人	
公明党顧問 前衆議院議員 漆原良夫	

編集後記 53

I 祝辞

日本土地家屋調査士会連合会

会長 國吉正和



全国土地家屋調査士政治連盟設立20周年に当たり、「全国土地家屋調査士政治連盟20周年記念誌」が発刊されますこと、心からお慶び申し上げます。

土地家屋調査士制度制定70周年である記念すべき年である令和2年8月1日に「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」が施行されました。土地家屋調査士法第1条が目的規定から使命規定に改正され、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」となると同時に、法第42条では「調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。」とされ懲戒権者が変更されました。

これらのことは、今日までの先人たちの努力、業務処理に対する依頼者からの信頼、将来に向けた土地家屋調査士という資格者への期待とともに、資格者としての位置づけとその責任がより明確にされたものと思っています。

私たち土地家屋調査士は、国民の貴重な財産である不動産の権利を明確化することによって、明るく住みよい社会を維持することを目的とする資格者であり、現代社会における人口減少が招くあらゆる社会問題の解決や、激増する未曾有の自然災害の復興に対する対策・支援に取り組み、国民や行政からも信頼できる資格者として、多種多様な課題を克服して、社会情勢の変化に対応して行かなければなりません。今こそ業務形態の変革に向けて、意識と行動を変え、変える時期を迎えました。

昨年、日本土地家屋調査士会連合会、全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の三者が協力して制度制定70周年シンポジウムを開催し、今日までの土地家屋調査士の歩みを振り返るとともに、土地家屋調査士として依頼者・国民に対して何ができるのかを改めて考える機会を持ちました。

土地家屋調査士は、日本土地家屋調査士会連合会が平成29年に策定した「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」で示した「土地家屋調査士の使命と自覚」、「国民が安心して暮らせる社会の実現」、「土地家屋調査士の社会的地位の向上」を目指し、土地家屋調査士法の目的を果たすという受動的な立場から、国民生活の安定と向上に資するという使命を果たすため、我が国が抱える様々な懸案に対し、記念シンポジウムにおいて「土地家屋調査士70年宣言」として示したように「不動産登記と地図の整備と充実」、「防災減災国土強靱化のためのインフラ整備」、「土地境界管理による境界紛争の未然防止と紛争解決」、「新しい価値観の創造」等に貢献し、法整備、技術革新、まちづくり、社会貢献など、あらゆる場面で能動的に行動することを宣言いたしました。

これからも全国土地家屋調査士政治連盟の皆様には、全国の土地家屋調査士会員と共に制度の発展のため、ご尽力いただけますようお願いいたします。

最後に、会員の皆様のご健勝ご多幸と、全国土地家屋調査士政治連盟のますますのご発展を祈念し、お祝いの言葉とさせていただきます。

法務大臣
衆議院議員 上川陽子



設立20周年記念誌の発刊に当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

令和3年は、全国土地家屋調査士政治連盟結成から20年であり、また令和2年は土地家屋調査士制度発足から70年という節目を迎えられたと聞いております。

土地家屋調査士の皆様方におかれましては、この長い歴史と伝統を有する土地家屋調査士制度の下で、表示に関する登記や土地の筆界の専門家として、常日頃から不動産登記制度の適正かつ円滑な運用に御尽力いただいていることに対しまして、御礼申し上げます。

さて、長らくの懸案となっていた「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」が令和元年の通常国会で成立し、昨年8月1日に施行されました。

この改正法においては、土地家屋調査士の皆様の活躍の場が大きく拡大している近時の状況の変化を踏まえ、土地家屋調査士の専門家としての使命を明らかにする規定の創設や、懲戒権者を各地の法務局長から法務大臣に変更することなどの懲戒手続の適正・合理化策などが盛り込まれております。

改正法の使命規定の創設を契機として、土地家屋調査士の皆様には、その使命を深く自覚していただき、また、社会からの大きな期待を正面から受け止めていただいて、新たなステージを目指していただきますよう、御期待申し上げます。

次に、現在、人口減少・高齢化が進む我が国において、いわゆる「所有者不明土地問題」への対策が、政府における喫緊の課題となっております。

令和元年の通常国会では、不動産登記の表題部所有者欄の氏名・住所が正常に記録されていない土地の解消を図るため、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が成立し、登記に関する部分が同年11月22日から、管理に関する部分が昨年11月1日から、それ

ぞれ施行されました。現在、この新たな法律に基づく登記の適正化作業が進められておりますが、土地家屋調査士の皆様には、その担い手として大いに御活躍いただいているところであります。

さらに、所有者不明土地問題等の解決に向けて法制審議会において現在調査審議中の民法・不動産登記法の法改正がいよいよ間近に迫っています。この問題には、法務省・法務局の力を結集して当たる必要があり、私も法務大臣として、しっかりと取り組んでいく所存です。この問題の解決には、表示に関する登記や筆界の専門家である土地家屋調査士の皆様の御尽力が不可欠でありますので、引き続き御協力をお願いいたします。

また、登記所備付地図についても、経済の活性化やインフラ整備といった観点のみならず、自然災害への備えという観点からも、その整備作業の推進が引き続き強く要請されておりますので、積極的かつ強力に進めていかなければなりません。

さらに、昨年の通常国会では、登記所備付地図の主要な給源である地籍調査事業において筆界特定手続を活用するため、地籍調査の実施主体である地方自治体に対してその申請権限を付与する不動産登記法の改正を盛り込んだ「土地基本法等の一部を改正する法律」が成立し、同年9月29日に同法が全面施行されました。登記所備付地図整備の更なる推進についても、引き続き積極的な御協力をお願いいたします。

最後に、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大や、令和2年7月豪雨を始めとする自然災害により、御自身や関係者が困難な状況にあるという方もいらっしゃるかと存じますが、皆様方がこれまで培ってこられた専門的知識をいかし、引き続き御活躍されますことを重ねて御期待申し上げまして、設立20周年記念誌発刊に寄せる私の言葉といたします。

国土交通大臣
衆議院議員 赤羽 一嘉



このたび、全国土地家屋調査士政治連盟創立20周年並びに土地家屋調査士制度70周年を迎えられ、今日までの土地家屋調査士の皆様の御尽力に深く敬意を表すとともに、心よりお祝い申し上げます。

今日では、人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下等により、所有者不明土地や所有者による適正な利用・管理がされていない土地が全国的に増加しています。所有者不明土地等の増加は、草木の繁茂や害虫の発生など周辺に悪影響を与えるほか、災害の防止上の施策の展開における支障となることもあり、重大な問題となっています。

政府では、2018年6月に、所有者不明土地の公共利用を促進すること等を目的とする「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を制定したほか、直近では、2020年3月に、土地基本法、国土調査法等を改正しました。制定時以来30年振りの改正となった土地基本法では、土地の適正な「管理」に関する土地所有者等の責務（登記等を通じた権利関係の明確化、境界の明確化等）が明確化されました。国土調査法等の関係では、地籍調査の円滑化・迅速化に向けた種々の手続見直しが行われました。これらの改正法に基づき、今後、個別施策の推進が図られることとなります。

特に、防災・減災の観点からも、国土の重要な情報インフラを整備する地籍調査を進めることは、わが国の喫緊の課題です。地籍調査により土地の境界を明確にしておくことは、災害後の迅速な復旧・復興、社会資本の整備、土地取引の円滑化などに資するため、大変重要と認識しております。その地籍調査の実施に当たっては、これまでも、土地の境界（筆界）の専門家である土地家屋調査士の皆様に御活躍いただいているところです。

地籍調査をはじめ、所有者不明土地等の問題解決に向けた個別施策の推進については、専門家の協力を得ることでより効率的に対応することが可能となると考えております。その中で、不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査や測量を行う専門家である土地家屋調査士の役割は、ますます重要となってくるものであり、今後のさらなる御活躍に期待しております。

結びに当たり、土地家屋調査士制度や土地家屋調査士政治連盟の益々の充実・御発展を御祈念申し上げますとともに、私のお祝いの挨拶とさせていただきます。

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長
衆議院議員 塩崎恭久



全国土地家屋調査士政治連盟設立20周年にあたり、記念誌の発刊が行われるとのこと、ここにお祝いの言葉を述べることに万感の思いがあります。

20年前、全国土地家屋調査士政治連盟が設立されると同時に議員連盟設立のお話がありました。当時の司法制度調査会会長の保岡興治衆議院議員、太田誠一衆議院議員らと協議を行いました。当時土地家屋調査士のことを知っている議員も少なかったと記憶しています。

土地家屋調査士の業務は、不動産登記法における表示登記の専門家として、土地の境界の確定、分筆登記、建物表示登記等国の骨幹である不動産の権利の明確化に寄与する公共的業務の側面を持っていると考えられることから、平成13年9月に自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟設立総会を開催しました。

平成14年5月の土地家屋調査士法一部改正では、調査士法人制度、資格試験制度の整備、懲戒手続の整備、研修・資格情報の公開等、また、平成16年6月の不動産登記法の改正での電子申請の導入、登記識別情報制度の導入、そして、平成17年4月の土地家屋調査士法一部改正では筆界特定手続き代理関係業務、民間紛争手続代理関係業務とその時代のニーズに沿って土地家屋調査士制度の改革推進に議員連盟として少なからず貢献ができたのではないかと思います。

令和2年8月の土地家屋調査士法一部改正では第1条を目的から使命として、土地家屋調査士は不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することとなりました。

平成30年施行の「所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別処置法」、令和元年施行の「表題部所有者不明土地の登記及び管理に関する法律」や、令和2年に成立した「土地基本法の一部改正」では関連法案も改正され土地家屋調査士の活用方も深まってくと確信しております。

今後は、所有者不明土地問題の抜本的な解決のための民法及び不動産登記法の改正が行われることなど土地家屋調査士の専門的知見が生かされて活躍の場が増えることと推察されます。

引き続き、不動産登記法第14条作成業務、地籍調査業務における地図づくり、筆界立会いの問題等課題が沢山ありますが、国民生活の安全・安心とその時代のニーズに沿った皆様の要望に対し、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟は全力尽くしてまいりたいと思います。

結びに、全国土地家屋調査士政治連盟の益々のご発展と会員の皆様の活躍を祈念申し上げ、私のお祝いの言葉とさせていただきます。

公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会会長
衆議院議員 高木陽介



全国土地家屋調査士政治連盟の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。この度、全国土地家屋調査士政治連盟発足20周年を迎えられ、その歴史を綴られた記念誌を発行されますことを、心よりお祝い申し上げます。日頃より、貴連盟の皆様には、国民生活と財産保全や社会経済の最も大事な基盤である不動産について、重要な役割を担っていただいていることに敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます。

この20年の間、土地家屋調査士の皆様は、土地の境界に係る紛争をなくそうと取り組んでこられました。そして現在、社会問題となっている「所有者不明土地問題」や「空き家問題」の解決に尽力されるなど、国民の期待や時代の要請に、真摯にお応えしてきました。調査や測量を実施し、土地の現況や筆界を明確にされ、地図・登記等に反映させていく技術や、法制度に精通した専門知識が、土地家屋調査士の皆様の社会的地位を押し上げる成果となっています。さらに、新たな挑戦として「登記制度創造プロジェクト」と銘うち、全国のネットワークを駆使し、現行の不動産登記制度に縛られることなく、将来の登記制度の可能性を拓く、多目的な情報の整備にも取り組んでおられます。防災・減災や災害からの復興の基盤に資するべく、貴重な不動産が適正かつ安全に承継するために必要不可欠な観点でございます。

今後とも、皆様のご意見に耳を傾けながら、土地家屋調査士の皆様のご活躍される環境の整備に取り組んで参ります。

最後に、貴連盟の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご躍進を心よりお祈り申し上げ、記念誌発行のお祝いの言葉とさせていただきます。

立憲民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟会長
衆議院議員 逢坂誠二



平素から土地家屋調査士の皆様に大変お世話になり、心からお礼申し上げます。今回このような原稿執筆の機会を頂き、大変光栄に存じております。

私は、長年、町役場の職員として、さらに町の首長として、仕事をしておりました。自治体の仕事、特に小規模自治体の仕事は、住民の皆さまの生活に密着した、個人に身近な一人ひとりの顔の見える要件に溢れています。特に相隣関係にまつわる事が多いのも自治体の仕事の特色の一つとも思います。具体的には、工事現場での隣地使用、袋地の隣地通行、流水に関するトラブル、境界線付近の建築問題など、多岐に渡っております。

また私自身、公共工事の施工や発注を数多く手掛けさせて頂きました。公共工事の肝は用地処理です。用地処理が済めば、事業は九分九厘完成と言われるほど、用地処理は大切なものです。用地処理とは、権利関係を整理し、用地買収を済ませることです。

相隣関係においても、公共工事においても、極めて大切なのは、用地境界を確定させることです。用地境界が確定しなければ、相隣問題を調整することも、公共工事を完成させることもできません。逆に用地境界が未確定のまま、様々な案件を進めた結果、世代を超えて人間関係が悪化し大きな紛争になっている幾つもの事例もあります。相隣関係も公共工事も、とにかく初期の段階で専門家の目線で確実に用地境界を確定させて、関係者が納得の上で具体的な仕事を行うことが何よりも大切なのです。この際の専門家とは、言うまでもありません。土地家屋調査士の皆さまです。私のこれまでの仕事において境界問題で紛争に出くわす場面もありましたが、そのたびごとに高い専門性のある土地家屋調査士の皆さまに、幾度も救われたことがあり、心から感謝しております。

立憲民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟の会長として、こうした私の経験も踏まえながら、土地家屋調査士の皆様の仕事がより円滑に進むよう、精一杯、支援させて頂きます。

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

会長 榊原典夫



全国土地家屋調査士政治連盟（以下、全調政連という。）の創立20周年を心よりお祝い申し上げます。

また、平素は全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会（以下、全公連という。）の会務運営と、全公連加盟の各公共嘱託登記土地家屋調査士協会が行う事業に、多大なるご理解とご支援を賜っておりますことを、この場をお借りして御礼申し上げます。

昨年は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律が施行されました。土地家屋調査士法第1条が目的規定から使命規定に改正され、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」とされました。

この一部改正は、日本土地家屋調査士会連合会（以下、日調連という。）はもとより、全調政連による長年の政治活動における政策要望の成果であり、そのご努力に敬意と感謝を申し上げます。

更に、昨年は東京国際フォーラムにおいて、土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムを、日調連主催、全調政連、全公連の共催により開催することができました。

このシンポジウムは、コロナ禍における開催となり、更に9月の政権交代もあり講演内容等プログラムの変更どころか開催すら危ぶまれましたが、椎名会長のリーダーシップのもと、当日は600名に及ぶ参加を得て盛会裏に開催することができました。

また、新型コロナウイルス感染症では、全国で多くの方が犠牲となり、辛い闘病生活を送りご家族との対面もなく最期を迎えられた方もみえます。心からご冥福をお祈りし、ご家族様にお見舞い申し上げます。

現在、ワクチン開発も進み欧米各国ではワクチン接種も行なわれつつありますが、コロナ禍は国民生活や社会経済にも大きな影響を与え、先の見えない状況が続いております。

このような状況下ではありますが、今後も業界三団体における情報交換と政策要望による陳情は、土地家屋調査士制度発展のため一層必要であると思います。そのためにも国政への代弁者としての全調政連の更なるご活躍をご期待申し上げます。

結びにあたり、全国土地家屋調査士政治連盟の益々のご発展をご祈念申し上げ、創立20周年記念誌創刊にあたってのお祝いの言葉とさせていただきます。

Ⅱ 全国土地家屋調査士政治連盟 20年の歩み

制度20周年を顧みて

全国土地家屋調査士政治連盟
名誉会長 横山一夫



全国土地家屋調査士政治連盟創立20周年誠におめでとうございます。椎名会長のもと役員一丸となってお活躍のことと拝察します。

もう設立されて20年か、初代水上会長、第2代井上会長、第3代待野会長と続き私が第4代会長として就任したのが、東日本大震災が発生した4日後の第11回大会でありました。毎日が東日本大震災のことで大きく揺れ動いていました。土地家屋調査士関連では岩手、宮城、福島に大きな傷跡を残し、倒壊建物の滅失登記や大きくずれた地盤、筆界点の修復に係る地図の修復作業の予算要求の運動に各党の調査士政治連盟にお願いに上がったものでした。

法務局の地方移管問題、地籍調査と法14地図作成作業に係る問題を含め多くの課題について、土地家屋調査士の置かれている立場を説明するとともに、国民生活の安心・安全につながる政策等含め各党の調査士政治連盟に対し、予算要望、政策要望を日本土地家屋調査士会連合会とともに毎年提出してまいりました。

土地家屋調査士会会員の方々に政治連盟の在り方を知っていただきたく、会員増強のための冊子づくり、ホームページの作成を行い広報に力を注ぎ、規約や諸規定についても、現状に沿うように、大会で審議していただき改正もさせていただきました。

いずれにしても、椎名会長のもと全員が一丸となって日本土地家屋調査士会連合会とも協議を重ね諸問題を解決しなければなりません。今後の活躍に期待してまいりたいと思います。

今年は、コロナが人を遠ざけ、世界中の人々がマスクで顔を覆い、息苦しく不安な、思いもよらない年になってしまいました。ウイズコロナは続きますが、新しい年が安心安全を取り戻して楽しく明るい年となりますよう願います。

最後になりますが、全国土地家屋調査士政治連盟が、ますます発展し大きく育つことを祈念し、私の言葉とします。

設立

設立に際しては、平成12年11月国際シンポジウムの後に開催された臨時の全国会長会議が開催され、日本土地家屋調査士会連合会から政治連盟を設立したい旨の説明があり、全国8ブロックから代表者が選出され、いくつかの過程を得て設立大会となった。

平成13年6月23日全国の単位政治連盟会長を集め設立大会を開催し、下記議案を審議して全国土地家屋調査士政治連盟が設立された。

- 第1号議案 全国土地家屋調査士政治連盟綱領、規約承認の件
- 第2号議案 平成13年度運動方針承認の件
- 第3号議案 平成13年度収入支出予算承認の件
- 第4号議案 役員選任の件

全国土地家屋調査士政治連盟綱領

我々土地家屋調査士は、土地家屋調査士業務の社会的公共性とその職責の重要性を深く認識し、法務行政に寄与し、もって、国民の権利の保全に貢献してまいりました。しかし、今こそ、行政改革、司法改革等の嵐のなか、制度制定50周年を迎えた21世紀、過去の実績を基礎に、我々の制度も新しい土地家屋調査士像に向けて大きく飛躍発展させなければなりません。いま、我が国は、歴史的な構造改革の調整期にあります。国会、内閣では規制緩和、制度改革に強い決意を表明し、財政出動による日本経済活性化の熱望を受けて、そのための基本方針を具体化しようとしています。

ところで国会は、国権の最高機関として、また、唯一の立法機関として広範な権限と責任を持っており、国会議員の方々は、国民の厳粛な信託を受けて、国家の繁栄と国民生活の安定向上のために貢献しております。真に我々の調査士制度向上を実現するためには、国政に携わる国会議員の理解と支援が不可欠であります。

ここに我々は、全国の各土地家屋調査士政治連盟及び全国18,700余名の土地家屋調査士を本連盟に結集・結束して政治意識の高揚を図るとともに、制度目標の実現を目指して政治活動を推進するものであります。

目 標

1. 土地家屋調査士制度の充実発展の立法のための企画立案
2. 国会機関及び各政党との連絡・協調
3. 政治への土地家屋調査士の進出支援
4. 組織の強化と団結及び財政の確立
5. 政治活動入の協力と議員連盟設立の推進
6. 国会議員の選挙に対する推薦と支援

全国土地家屋調査士政治連盟設立趣意書

我が国の登記制度は100年の歴史を越え、現在は登記事務にITを取り入れ、世界に冠たる近代的制度として国民の信頼の上に成り立っています。

しかしながら、登記制度の根幹を支える「表示に関する登記」は、歴史も浅く、基本となる法第17条地図の整備状況は法務局備え付け地図の約半数という現状にあります。

土地家屋調査士は、戦後の焦土からの復興過程における境界の現状回復、更には経済の高度成長期において土地の高度利用並びに激増する建物の登記等に果たしてきた役割は高く評価されています。

制度制定以来50周年を迎えた今、制度の充実を図り、登記制度並びに国民の権利の擁護に寄与するためには、土地家屋調査士を取り巻く環境の変化を利用し、司法制度改革の一つの柱ともいべき裁判外紛争解決制度（A.D.R）への参入によって、専門家集団としての国民の要請に応えるべきときであります。

なかんずく、裁判外境界紛争解決制度の早期創立を図ることが目下の急務であります。また、法第17条地図の整備に積極的協力的手段を講ずるとともに、社会のニーズに応えるために自らの資質を高め、表示登記制度の担い手として職責を果たすべきことというまでもありません。ところで、A.D.Rの立ち上げにしろ、法第17条地図の整備にしろ全て国家的事業であり、その実現を行政庁に任せていたのでは、実現は覚つかないといわざるを得ません。

これらの制度改革及び事業を現実のものとするには政治的力が絶対的に必要であります。そこで、この重要性を政治に反映させ、政策の領域において適切、かつ、強力に諸手続が講じられるよう主張するため、全国土地家屋調査士政治連盟設立を発意したものであります

年次別 主な出来事

平成13年	6月23日	全国土地家屋調査士政治連盟設立大会
	7月18日	第1回幹部会を開催し、議員連盟設立案について協議を行った。
	8月7日	保岡議員ほか関係議員と議員連盟設立の準備打合せ会を行った。
	9月3日	議員連盟設立の準備打合せ会を行った。
	9月10日	日調連正副会長との打合せ会を開催し、運動方針、議員連盟設立等について協議を行った。
	10月15日	塩崎議員秘書と議員連盟設立総会に関して最終調整を行った。
	10月16日	民事第二課長に議員連盟設立総会に提出する資料等について説明を行った。
	10月17日	自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟（自民党議員連盟という。）設立総会の開催
平成14年	4月4日	自民党議員連盟との懇談会に出席。調査士法を一部改正する法律案について、日調連役員とともに議員連盟へ要望説明をした。
	4月8日	公明党本部から同党として議員懇話会を設立する考えがある旨の案内があった。
	4月11日	民主党から議員連盟設立の案内があり面談を行う。
	4月26日	第2回幹部会を開催、自民党以外の議員連盟設立について協議
	5月7日	土地家屋調査士法一部改正（法人化・報酬規定の削除）
	7月12日	自民党議員連盟に平成15年度予算に関する要望書を提出
	7月22日	公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会（公明党議員懇話会という。）設立総会が開催される
	10月9日	自民党議員連盟に調査士法施行令第4条改正の要望書を提出
平成15年	11月15日	公明党議員懇話会に調査士法施行令第4条改正の要望書を提出
	7月9日	司法制度調査会長との懇談会に日調連役員とともに出席
	7月24日	公明党議員懇話会に出席
	11月12日	日調連「平成15年度全国会長会議」に出席
	11月25日	公明党議員懇話会に出席し、法務省の地図整備作業に関する予算の確保等について要望した。
	12月3日	自民党議員連盟の会合に出席し、法務省の地図整備作業に関する予算の確保等について要望した。
平成16年	1月29日	日調連役員と不動産登記法改正に関する打合せを行った。
	2月3日	公明党議員懇話会」に出席し、不登法改正に関する説明等を行った。
	2月13日	自民党議員連盟総会が開催された。
		新幹事長に塩崎恭久議員（前事務局長）、事務局長に左藤章議員が選任され承認された。また、不動産登記法の一部改正を改正する法律の早期成立について要望した。
	6月18日	不動産登記法の改正（電子申請の導入・登記識別情報制度）
	8月4日	自民党議員連盟会議に出席し、平成17年度法務省地図予算の拡充について及びADR関連法の整備への要望
	8月11日	公明党議員懇話会」に出席し、平成17年度法務省地図予算の拡充について及びADR関連法の整備への要望
	11月12日	公明党議員懇話会に出席し、ADR基本法についての要望
	12月14日	公明党法務部会・平成17年度予算に対する要望ヒアリングに出席し、平成17年度法務省地図関係予算等に確保について要望をした。

平成 17 年	2月16日	公明党議員懇話会との打合せにて、筆界特定制度創設及び民間 ADR における代理人に関する法整備についての要望を行った。
	4月1日	参議院法務委員会に不動産登記法改正(案)について付帯決議の要望
	4月13日	土地家屋調査士法一部改正(筆界特定手続代理・民間紛争解決手続)
	5月30日	平成 18 年度法務省地図予算等の拡充について、国会議員へ要望
	7月14日	公明党の平成 18 年度概算要求の各種団体等のヒアリング」に出席
	10月7日	「登記特別会計の存続、調査士の労働者派遣等について陳情」
平成 18 年	4月13日	民主党団体交流会等との意見交換会に出席
	4月26日	自民党議員連盟総会に出席し、オンライン登記制度の利活用の促進方について要望
	5月29日	自民党議員連盟会議に出席し、土地家屋調査士入会制度について説明した。
	6月14日	新党日本「日本を変える意志の集い」に出席
	7月13日	公明党法務部会 平成 19 年度予算 概算要求等のヒアリングに出席し、法 14 条地図整備促進のための予算拡大等について要望
	7月25日	民主党議員との意見交換会に出席し、法 14 条地図整備促進のための予算拡大等について要望
	11月8日	自民党法務部会・司法制度調査会・法務自治関係団体委員会合同会議に出席、平成 19 年度税制改正要望書 ② 政策要望書を提出した。
	12月20日	自民党議員連盟会議に出席し、法務省地図関係等予算の確保等について要望
	12月20日	各単位調政連会長に、「一時拠出金について」再依頼書を発出
平成 19 年	6月4日	全調政連 全国会長会議、同懇親会開催
	6月22日	自民党議員連盟総会に出席し、要望書提出
	8月28日	「自民党司法制度調査会 登記オンラインプロジェクトチーム第 1 回会合」に出席
	10月11日	自民党議員連盟会議に出席し、平成 20 年度法務省地図関係等予算の拡充について(要望)
		(1) 登記所備付新規地図作成経費の拡充
		(2) 地図混乱地域対策経費の拡充
		(3) 筆界特定制度実施経費の拡充
		2 全国土地家屋調査士政治連盟等からの政策要望
		(1) 表示に関する登記のオンライン申請利用促進に係る改善策等の推進
		(2) 民間型 ADR の運営費用等に対する公的補助制度等の整備
	10月18日	公明党議員懇話会に出席し、平成 20 年度法務省地図関係等予算の拡充について(要望)
平成 20 年	3月19日	民主党国会議員との意見交換会
	8月25日	自民党議員連盟の役員との意見交換会
	8月25日	自民党議員連盟会議に出席
	11月19日	公明党議員懇話会意見交換会
	11月20日	自民党法務部会・司法制度調査会合同会議に出席
	12月16日	民主党議員連盟総会に出席
	12月16日	自民党議員連盟総会に出席

平成 21 年	2月24日	自民党議員連盟との打ち合わせ
	2月25日	民主党意見交換・懇談会に出席
	6月16日	自民党議員連盟に登録所備付地図作成作業と地籍調査事業との連携について、地方公共団体に対する働きかけを要望
	8月12日	民主党マニフェスト説明会 in 東京に出席
	9月11日	法務省民事二課と打合せ
	12月 2日	公明党議員懇話会に出席
	12月16日	自民党議員連盟総会に出席
平成 22 年	3月29日	民主党幹事長及び民主党議員連盟会長に要望書提出
	6月 3日	民主党幹事長及び民主党議員連盟会長に要望書提出
	6月24日	日調連土地家屋調査士制度60周年記念式典に出席
	7月30日	自民党議員連盟会議に出席
	8月 5日	民主党幹事長及び民主党議員連盟会長に要望書提出
	11月17日	自民党議員連盟会議に出席し、法務局の地方移管に反対する意見交換及び登記所備付地図作成作業の予算確保に関する意見交換と要望書を提出
	11月18日	民主党議員連盟との勉強会・意見交換会に出席し、法務局の地方移管に反対する意見交換及び登記所備付地図作成作業の予算確保に関する意見交換と要望書を提出
	11月29日	公明党議員懇話会に出席し、法務局の地方移管に反対する意見交換及び登記所備付地図作成作業の予算確保に関する意見交換と要望書を提出
平成 23 年	3月29日	民主党へ要望書を提出
	4月29日	法務大臣との要望書に関するヒアリング
	6月30日	民主党地域主権調査会に要望書提出（法務局の地方移管について）
	11月29日	民主党議員連盟総会に出席し、法務省所管の地図混乱地域における不動産登記法第14条地図作成作業の推進と必要な予算の確保等を要望
	11月30日	自民党組織運動本部法務、自治関係団体委員長に法務省所管の地図混乱地域における不動産登記法第14条地図作成作業の推進と必要な予算の確保等を要望
平成 24 年	7月10日	民主党陳情要請対策本部への概算予算要求の説明
	7月24日	自民党組織運動本部団体局長へ東日本大震災における地図修正作業に係る予算処置について等要望
	8月10日	民主党議員連盟総会に出席し、東日本大震災における地図修正作業に係る予算処置について等要望
	10月24日	公明党議員懇話会に出席し、東日本大震災における地図修正作業に係る予算処置について等要望
平成 25 年	3月14日	民主党議員連盟総会に出席
	6月20日	自民党議員連盟総会に出席し、土地家屋調査士法報酬額基準の設定についての説明及び環太平洋経済連絡協定の意見聴取と適切な対応
	11月 6日	自民党予算・税制等に関する政策懇談会
	12月 3日	民主党議員連盟総会に出席
平成 26 年	3月19日	自民党各種団体協議会懇談会に出席
	4月 1日	民主党役員との意見交換会

	5月20日	自民党議員連盟総会に出席し、地図混乱地域における不動産登記法第14条地図作成作業の予算・人員の確保等について要望
	5月27日	民主党議員連盟総会に出席し、地図混乱地域における不動産登記法第14条地図作成作業の予算・人員の確保等について要望
	6月18日	公明党議員懇話会総会に出席し、地図混乱地域における不動産登記法第14条地図作成作業の予算・人員の確保等について要望
平成27年	2月13日	民主党議員連盟総会に出席
	3月3日	自民党議員連盟役員との懇談
	3月24日	自民党各種団体協議会懇談会
	3月30日	公明党空き家対策PTとの勉強会
	10月20日	公明党議員懇話会政策及び税制要望についてのヒアリング
	10月30日	自民党議員連盟総会に出席し、不動産登記法第14条地図作成作業の予算・人員の確保等について要望
	12月3日	民主党議員連盟総会に出席し、不動産登記法第14条地図作成作業の予算・人員の確保等について要望
平成28年	2月15日	入札に関する勉強会
	3月3日	自民党各種団体協議会懇談会
	3月18日	豊田参議院議員と入札に関する勉強会
	6月15日	自民党所有者不明土地問題に関する懇談会
	9月13日	豊田参議院議員と入札に関する勉強会
	10月13日	公明党議員懇話会政策要望懇談会で不動産登記法第14条地図作成作業の予算・人員の確保等について要望
	11月24日	自民党議員連盟総会に出席し、不動産登記法第14条地図作成作業の予算・人員の確保等について要望
平成29年	2月9日	自民党所有者不明土地問題に関する議員懇談会に出席
	3月15日	法務省民事2課と入札区分に関する打合せ
	3月22日	民進党議員連盟と諸問題について打合せ
	4月6日	自民党所有者不明土地問題に関する議員懇談会に出席
	5月30日	自民党公職選挙法勉強会に出席
	11月14日	自民党議員連盟会議出席し、不動産登記法第14条地図作成作業の予算及び所有者不明土地に対する諸施策に係る土地家屋調査士の活用について等要望
	12月13日	公明党議員懇話会会議に出席し、不動産登記法第14条地図作成作業の予算及び所有者不明土地に対する諸施策に係る土地家屋調査士の活用について等要望
平成30年	1月25日	自民党議員連盟総会に出席
	3月22日	自民党各種団体協議会懇談会
	7月3日	自民党所有者不明土地問題に関する議員懇談会に出席
	7月18日	自民党議員連盟総会に出席
	9月4日	国民民主党臨時党大会に出席
	11月09日	自民党予算・税制等に関する政策懇談会
	11月15日	公明党議員懇話会会議に出席し、不動産登記法第14条地図作成作業の予算及び所有者不明土地に対する諸施策に係る土地家屋調査士の活用について等要望

	11月27日	自民党議員連盟会議出席し、不動産登記法第14条地図作成作業の予算及び所有者不明土地に対する諸施策に係る土地家屋調査士の活用について等要望
令和元年	3月6日	自民党各種団体協議会懇談会
	3月7日	立憲民主党議員連盟会議に出席
	6月19日	豊田俊郎参議院議員報告会に出席
	9月11日	20周年記念事業会場視察
	10月12日	記念事業三者打ち合わせ会
	11月7日	公明党議員懇話会会議に出席し、不動産登記法第14条地図作成作業の予算及び表題部所有者不明土地の解消に関する施策の対応について
	11月2日	自民党予算・税制等に関する政策懇談会
	11月28日	立憲民主党議員連盟会議に出席し、不動産登記法第14条地図作成作業の予算及び表題部所有者不明土地の解消に関する施策の対応について
	12月13日	自民党議員連盟会議出席し。不動産登記法第14条地図作成作業の予算及び表題部所有者不明土地の解消に関する施策の対応について
令和2年	2月	登記業務等の入札業種区分の創設
	10月26日	土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム（於：東京国際フォーラム）
	10月27日	第1回会長会議（於：都市センターホテル）
	11月17日	公明党「政策要望懇談会」(於：衆議院第一議員会館)
	12月2日	自由民主党「土地家屋調査士制度改革推進議員連盟」総会（於：自由民主党本部）
	12月15日	立憲民主党「土地家屋調査士制度改革推進議員連盟（仮称）」設立総会（於：衆議院第一議員会館）

各年における主な要望事項

全国土地家屋調査士政治連盟は、平成13年6月設立総会以後各政党の中に（自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟、公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会、民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟（現立憲民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟））我々を応援してくれる議員連盟の立ち上げを行い、日本土地家屋調査士会連合会と共同で、議員連盟及び各政党へその時代における要望書を提出してきた。予算要望では、地図作成予算については、平成13年の95百万円 から令和2年には40億円となった。また、政策要望としては、平成14年の司法制度改革に伴う諸問題から土地家屋調査士法、不動産登記法等の法改正にも政策要望を行ってきた。

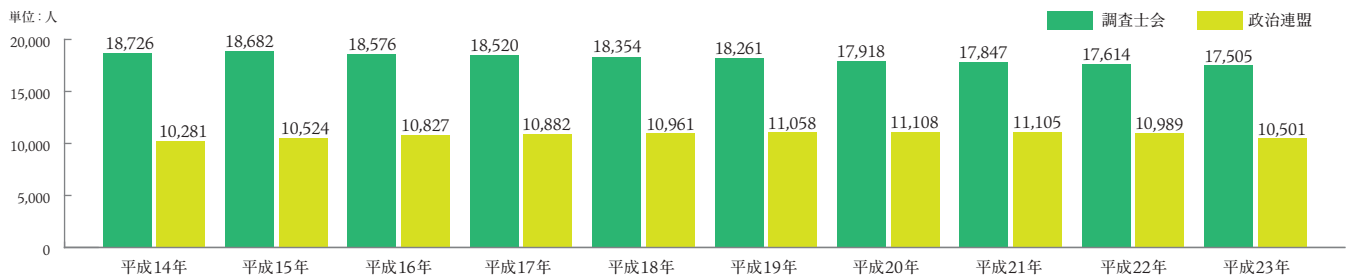
年 月	提出先／要望事項等
平成13年9月	平成14年度の税制改正における要望書 1. 不動産投信について 2. 不動産の証券化について 3. 不動産譲渡所得税の軽減について
平成14年2月	1. 土地家屋調査士の行う業務に下記の事項を加える。 ・ 土地境界の鑑定に関する業務 ・ 土地境界の管理に関する業務 ・ 地図作製に関する業務 ・ 土地境界に関する司法への参画に関する業務 ・ 現行の土地家屋調査士法第2条及び上記各号に関する相談に関する業務 2. 土地家屋調査士事務所の法人化に関し従たる事務所は主たる事務所が所在する地に設立された土地家屋調査士会の管轄する区域内に限り設置することができることとすること。 3. 研修制度に関する規定の整備 4. 補助者に関する規定の整備 5. 裁判外境界紛争解決制度（日調連型 ADR）の創設に関し、必要な法整備について支援 6. 公共嘱託登記土地家屋調査士法人の業務に関し特段のご配慮をお願いする。
平成14年4月	1. 改正法第29条に規定する全ての土地家屋調査士が行うことができる業務を明確にすること 2. 調査士法人は、土地家屋調査士会及び調査士会長の指導を遵守することは当然であるが、社員が会員としての責務を果すことができるようにすること。 3. 報酬の基準に関する規定が会則記載事項から削除されることに伴い、少なくとも表示に関する登記のうち申請義務を課している手続に要する報酬の基準については、省令等によって明確化するなどの措置を講ずること。 4. 土地家屋調査士会がする会員の業務に関する紛議の調停に加えて、仲裁、斡旋ができることとすること。 5. 改正法第68条は難解で、解釈に疑義を生ずる余地があるので明確にすること。 6. 公共嘱託登記土地家屋調査士協会の果たす役割を評価し、その行い得る業務の範囲、受託対象と官公署及びこれに準ずる団体の見直しを随時行うこと。 7. 土地家屋調査士会が主宰する裁判外境界紛争解決制度（ADR）創設のため、土地家屋調査士法及び関係法令・会則の整備又は改正する等の措置を講ずること。 8. 司法制度改革推進に関して、土地家屋調査士の専門的知見を司法制度へ一層の活用が図られるよう措置すること。
平成16年2月	1. 不動産登記申請の電子・オンライン化の実現 2. 電子化による登記情報と地図情報の連携の実現 3. 土地家屋調査士等資格者代理人制度の充実と一層の活用、並びに必要な措置を講ずること
平成16年6月	1. 地図整備緊急対策経費 2. 法17条新規地図作製経費 3. 地図混乱地域対策経費

年 月	提出先／要望事項等
平成17年4月	筆界特定制度に関する付帯決議の要望 1. 法務局における筆界特定制度の円滑な実施のため、従来から表示に関する登記への関与を通じて土地の筆界の確認に携わってきた専門資格者等の意見が反映できるよう配慮すること。 2. 筆界特定制度における筆界調査委員には、土地の境界に関する専門的且つ高度な知識・経験・技能を持つ者を任命する等、より適切且つ迅速さが確保された制度とするよう配慮すること。 3. 筆界特定制度は土地境界の紛争解決に関する現行の裁判制度及び民間の紛争解決手続機関等との効果的な連携を図ることにより、国民の多様なニーズに迅速且つ適正に応えることができるよう配慮すること。 4. 筆界特定制度の実施に当たっては、これまでの不動産の表示に関する登記における専門資格者の通常業務に影響することのないよう、配慮すること。 5. 裁判外紛争解決手続における代理人となるに必要な能力担保措置に関し、研修等の実施にあたっては、国は適切な助言等の援助を行うこと。
平成18年4月	1. オンライン登記申請制度の利活用が促進される方策を要望します。 (1) 公的個人認証制度の国民へのPR (2) 表示に関する登記申請における土地家屋調査士の制度及び専門的知見の活用 2. 登記所備付け地図の整備促進及び「地図情報システム」の全登記所備付けが、早期に図られるよう要望します。 3. 準天頂衛星による地図の整備促進が図られるよう要望します。
平成18年5月	1. 土地家屋調査士の強制入会制度について
平成19年10月	1. 登記所備付新規地図作成経費の拡充 2. 地図混乱地域対策経費の拡充 3. 筆界特定制度実施経費の拡充
平成19年10月	1. 平成20年度法務省地図関係等予算の拡充について（要望） (1) 登記所備付新規地図作成経費の拡充 (2) 地図混乱地域対策経費の拡充 (3) 筆界特定制度実施経費の拡充 2. 全国土地家屋調査士政治連盟等からの政策要望 (1) 表示に関する登記のオンライン申請利用促進に係る改善策等の推進 (2) 民間型ADRの運営費用等に対する公的補助制度等の整備
平成21年6月	1. 登記所備付地図作成作業と地籍調査事業との連携について、地方公共団体に対する働きかけを要望します。 2. 地籍整備を促進するため、登記所備付地図の整備の充実を図るべく予算の拡充を要望します。 3. 筆界特定制度を支える筆界調査委員等を安定的に確保するなどの予算の拡充を要望します。
平成22年11月	1. 法務局・地方法務局の登記事務権限を、地方自治体に移管されることについて
平成23年11月	1. 法務省所管の地図混乱地域における不動産登記法第14条地図の作成作業の推進と必要な予算の確保 2. 不動産登記法第14条地図の供給源である地籍調査事業の推進のため、国土交通省所管の地籍調査事業予算の確保にご高配賜りますよう要望します。 3. 東日本大震災における地図修正等の予算措置 4. 民間型ADRの運営費用等の補助制度の整備 5. 民間で運営されている特定認証局に対する新アルゴリズムへの移行費用の補助制度の整備
平成24年7月	1. 東日本大震災の被災地における地図修正作業に係る予算措置について 2. 法務省所管の地図混乱地域における不動産登記法第14条地図の作成作業の推進と必要な予算の確保について 3. 不動産登記法第14条地図の供給源である地籍調査事業の推進のため、第6次国土調査事業十箇年計画の着実な実施に必要となる国土交通省所管の地籍調査事業予算の確保について

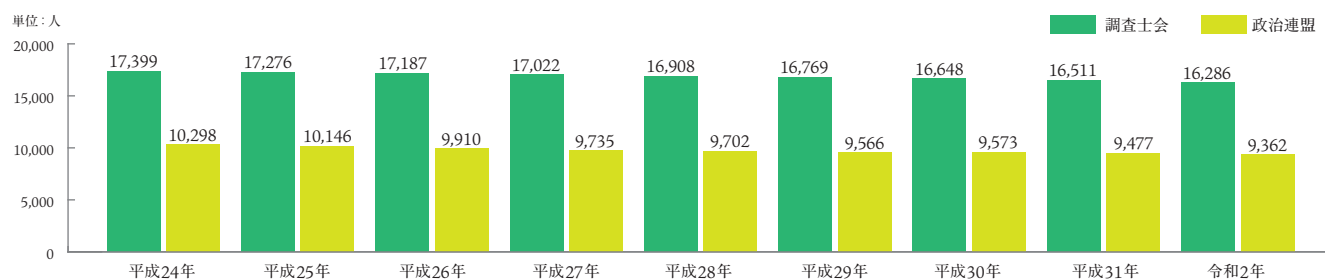
年 月	提出先／要望事項等
平成 25 年 6 月	1. 土地家屋調査士報酬額基準の設定について 2. 環太平洋経済連絡協定 (TPP) の越境サービス貿易分野の交渉における意見聴取と慎重かつ適切な対応について
平成 26 年 5 月	1. 地図混乱地域における不動産登記法第 14 条地図作成作業と予算・人員の確保について ・大都市における地図作成作業の実施 ・「改・新 8 年計画」の改定 2. 東日本大震災の被災地における地図作成作業の継続実施と予算・人員の確保について 3. オンライン登記申請の利用拡大に向けた措置について 4. 官公署の入札区分における項目に「土地家屋調査士業務」を設定することについて
平成 27 年 10 月	1. 不動産登記法第 14 条地図作成作業と予算・人員の確保について 2. 空家等の適切な管理・利活用の推進を図るための予算措置について 3. 官公署の入札区分における項目に「土地家屋調査士業務」を設定することについて 4. 建物所在図の作成について
平成 28 年 11 月	1. 不動産登記法第 14 条地図作成作業と予算・人員の確保について 2. 空家等の適切な管理・利活用の推進を図るための予算措置について 3. 官公署の入札区分における項目に「土地家屋調査士業務」を設定することについて 4. 建物所在図の作成について
平成 29 年 11 月	1. 不動産登記法第 14 条地図作成作業と予算措置の確保について 2. 所有者不明土地問題に対する諸施策に係る土地家屋調査士の活用について 3. 官公署の入札区分における項目に「土地家屋調査士業務」を設定することについて 4. 建物所在図の作成について
平成 30 年 11 月	1. 不動産登記法第 14 条地図作成作業と予算措置の確保について 2. 所有者不明土地問題に対する諸施策に係る土地家屋調査士の活用について 3. 土地家屋調査士法の一部改正について 4. 表示登記の申請における資格者代理人方式の早期実施について（オンライン登記申請） 5. 官公署の入札区分における項目に「土地家屋調査士業務」を設定することについて 6. 建物所在図の作成について
令和元年12月	1. 登記所備付地図（不動産登記法第 14 条第 1 項）作成作業と予算措置の確保について 2. 表題部所有者不明土地の解消に関する施策の予算措置の確保について 3. 筆界特定手続に関する予算措置の確保について 4. 土地家屋調査士が行う筆界を明らかにする業務について 5. 所有者不明土地問題等に関する諸施策への土地家屋調査士の活用について 6. 地籍調査事業への土地家屋調査士の活用について
令和 2 年 12 月	1. 登記所備付地図（不動産登記法第 14 条第 1 項）作成作業と予算措置の確保について 2. 表題部所有者不明土地の解消に関する施策の予算措置の確保について 3. 筆界特定手続に関する予算措置の確保について 4. 土地家屋調査士が行う筆界を明らかにする業務について 5. 所有者不明土地問題等に関する諸施策への土地家屋調査士の活用について 6. 地籍調査事業への土地家屋調査士の活用について

会員数の動向

年度	平成 14 年		平成 15 年		平成 16 年		平成 17 年		平成 18 年		平成 19 年		平成 20 年		平成 21 年		平成 22 年		平成 23 年	
単位会	調査士会	政治連盟	調査士会	政治連盟	調査士会	政治連盟	調査士会	政治連盟	調査士会	政治連盟	調査士会	政治連盟	調査士会	政治連盟	調査士会	政治連盟	調査士会	政治連盟	調査士会	政治連盟
東 京	1,682	426	1,669	485	1,662	513	1,661	559	1,635	580	1,605	601	1,577	603	1,561	694	1,547	714	1,575	503
神奈川	913	375	917	383	914	410	911	408	932	413	942	421	930	420	913	404	905	393	903	366
埼 玉	935	231	925	269	919	340	918	321	900	330	898	431	886	446	883	444	868	447	874	435
千 葉	710	397	703	385	696	376	692	360	684	368	689	380	673	372	657	364	646	366	636	355
茨 城	427	120	428	175	430	175	429	202	431	220	427	220	425	234	424	229	420	225	414	217
栃 木	318	130	318	139	313	168	310	175	308	172	308	177	304	206	304	223	302	226	300	218
群 馬	351	236	358	244	357	235	356	240	360	240	359	240	361	240	356	240	349	240	348	202
静 岡	648	484	633	542	625	534	619	519	622	502	621	495	611	494	610	501	603	503	605	506
山 梨	149	127	150	115	144	95	146	95	143	108	144	108	143	112	139	111	143	112	143	114
長 野	547	377	537	363	527	355	512	376	493	366	480	353	464	333	453	323	439	319	431	311
新 潟	465	162	460	156	450	171	431	200	419	205	412	215	401	207	396	209	381	204	365	204
大 阪	1,194	588	1,216	673	1,219	701	1,226	680	1,217	675	1,217	685	1,208	704	1,180	707	1,134	688	1,122	684
京 都	290	97	295	124	300	166	310	184	295	183	294	175	296	171	301	171	302	175	308	179
兵 庫	783	434	786	402	774	444	763	426	775	328	763	288	757	315	766	291	746	288	736	230
奈 良	198	144	198	126	205	160	202	148	205	141	211	148	215	154	211	145	206	130	204	124
滋 賀	188	111	190	135	194	139	199	142	200	149	204	153	202	148	201	145	202	146	206	128
和歌山	155	132	159	134	159	130	158	112	159	106	158	90	154	87	153	84	153	92	154	82
愛 知	1,043	816	1,034	721	1,053	819	1,070	738	1,068	750	1,080	756	1,082	760	1,088	763	1,097	777	1,094	766
三 重	296	214	295	226	299	227	298	235	300	240	295	241	299	240	301	245	297	235	293	230
岐 阜	397	313	411	305	410	305	412	349	409	372	402	368	393	357	394	347	401	346	399	341
福 井	136	121	143	120	150	122	153	127	157	132	157	130	159	130	156	125	151	124	157	126
石 川	184	141	180	135	175	131	176	136	177	139	180	136	180	135	184	140	180	129	171	115
富 山	163	135	166	133	161	139	163	133	162	133	161	130	158	129	160	129	156	129	156	129
広 島	473	153	467	173	463	184	476	195	481	200	487	205	401	201	476	201	475	175	468	202
山 口	256	121	263	126	261	122	259	122	249	145	247	146	243	146	245	147	240	145	236	139
岡 山	287	124	287	127	282	127	289	127	291	131	286	129	274	119	271	114	273	104	269	98
鳥 取	97	79	95	80	91	78	91	74	89	74	88	75	87	74	84	73	82	71	82	72
島 根	119	111	116	111	120	114	120	112	122	115	124	120	120	115	124	112	125	114	121	110
福 岡	721	505	714	502	704	486	699	483	690	472	687	468	685	505	676	501	673	501	668	479
佐 賀	122	94	124	86	121	80	119	75	120	73	122	71	121	76	123	77	126	73	125	72
長 崎	234	196	233	198	234	200	237	198	227	191	222	187	217	188	215	185	207	179	201	172
大 分	209	107	211	107	207	105	204	104	200	118	197	112	194	114	189	109	186	117	189	120
熊 本	318	313	317	308	316	250	317	250	311	279	309	279	302	298	299	294	292	288	287	284
鹿児島	346	210	339	200	333	197	337	197	330	203	327	205	317	207	306	200	302	200	303	195
宮 崎	206	179	206	179	205	173	204	173	200	173	200	172	199	171	193	170	193	165	193	161
沖 縄	206	73	201	59	202	57	199	102	200	100	201	105	195	105	194	136	189	129	192	138
宮 城	327	130	321	133	314	132	310	134	312	137	309	139	301	150	298	130	291	141	282	143
福 島	361	261	360	261	350	267	344	264	339	273	325	260	304	252	305	249	304	243	300	234
山 形	251	172	239	163	236	160	230	145	219	145	218	151	212	145	203	138	201	136	197	135
岩 手	230	167	230	188	223	184	217	172	207	159	198	145	192	152	187	155	184	156	182	146
秋 田	200	87	199	99	193	100	190	102	179	121	175	120	165	120	159	118	154	111	148	96
青 森	185	119	184	122	178	117	169	115	159	111	159	114	154	112	150	108	145	102	143	102
札 幌	344	83	340	111	332	127	328	149	327	157	327	180	315	172	311	164	310	161	307	163
函 館	69	40	71	45	68	42	68	43	68	43	66	42	63	40	60	40	61	39	58	39
旭 川	68	30	68	30	65	37	67	39	66	40	65	40	62	38	61	37	62	39	61	40
釧 路	104	40	102	51	102	56	101	69	97	70	93	70	93	64	92	71	92	69	90	62
香 川	198	137	199	144	211	150	211	154	210	154	212	154	213	154	220	157	215	154	213	150
徳 島	170	95	176	95	179	96	178	94	177	103	179	104	178	105	180	109	169	103	169	109
高 知	154	93	153	91	147	86	137	84	137	84	134	82	133	80	131	78	127	81	128	83
愛 媛	299	251	296	245	303	245	304	241	296	238	297	242	300	208	304	198	308	185	299	192
合 計	18,726	10,281	18,682	10,524	18,576	10,827	18,520	10,882	18,354	10,961	18,261	11,058	17,918	11,108	17,847	11,105	17,614	10,989	17,505	10,501



年度	平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年		令和 2 年	
単位会	調査士会	政治連盟	調査士会	政治連盟	調査士会	政治連盟	調査士会	政治連盟	調査士会	政治連盟	調査士会	政治連盟	調査士会	政治連盟	調査士会	政治連盟	調査士会	政治連盟
東 京	1,520	506	1,557	575	1,565	548	1,499	510	1,482	521	1,489	503	1,469	535	1,466	525	1,447	518
神奈川	905	361	886	355	876	342	876	344	874	358	861	405	846	393	839	406	825	402
埼 玉	877	421	854	409	847	404	841	382	841	366	827	356	824	346	815	337	796	332
千 葉	632	340	618	323	612	360	610	371	608	374	606	375	602	377	594	387	596	383
茨 城	411	215	414	207	410	170	405	150	401	145	392	145	388	151	384	145	383	149
栃 木	291	218	288	206	286	207	291	193	293	187	289	177	283	173	274	170	271	168
群 馬	345	200	343	192	339	195	335	200	336	200	335	200	342	200	334	190	329	193
静 岡	614	512	611	504	604	501	610	517	607	513	610	520	602	517	595	512	586	503
山 梨	141	110	142	113	146	110	146	112	145	115	145	114	147	116	149	118	152	121
長 野	426	301	415	291	408	292	397	282	393	272	376	264	371	254	365	252	362	249
新 潟	361	202	357	198	355	198	348	195	340	197	334	190	331	191	325	187	327	191
大 阪	1,101	604	1,088	555	1,076	522	1,061	528	1,048	527	1,030	512	1,026	496	1,015	468	994	469
京 都	313	180	313	180	317	180	313	179	310	172	311	164	316	166	315	161	303	158
兵 庫	729	221	720	240	722	228	709	209	713	205	697	208	692	224	690	205	681	215
奈 良	206	114	206	117	209	104	210	118	206	117	205	109	204	106	201	110	199	95
滋 賀	209	132	206	130	204	124	202	112	198	116	198	125	195	124	192	116	196	113
和歌山	155	88	161	93	158	112	152	109	152	114	151	108	148	103	149	104	146	104
愛 知	1,134	750	1,108	750	1,107	660	1,125	650	1,108	653	1,104	555	1,100	595	1,105	600	1,090	607
三 重	287	227	283	232	282	229	276	222	273	220	272	219	266	218	266	217	265	218
岐 阜	398	336	391	318	387	313	384	311	381	304	380	292	379	287	372	286	372	282
福 井	156	123	156	121	155	118	155	116	152	107	150	104	152	102	153	102	152	100
石 川	167	109	169	108	173	106	175	109	175	110	174	108	174	108	171	111	171	113
富 山	156	138	155	138	155	136	152	134	152	132	153	134	150	128	152	129	158	128
広 島	460	198	458	159	454	160	449	162	440	161	434	168	438	171	431	172	424	167
山 口	228	136	231	136	234	135	230	123	222	116	221	119	222	132	216	129	215	131
岡 山	274	104	275	106	278	106	277	109	270	106	265	108	264	98	259	100	259	100
鳥 取	77	69	76	67	74	64	71	61	67	62	69	65	71	67	71	66	70	65
島 根	115	107	114	105	112	105	110	102	110	103	110	100	105	94	105	93	105	92
福 岡	670	467	671	460	680	444	683	430	684	433	671	452	675	450	675	449	666	441
佐 賀	123	69	120	71	121	71	119	72	115	69	116	68	116	66	117	67	110	67
長 崎	200	169	201	162	201	159	197	156	205	158	208	160	205	156	204	152	197	143
大 分	188	120	191	120	184	120	182	117	186	123	181	119	175	117	173	114	172	115
熊 本	289	286	285	282	280	277	285	282	283	280	279	275	280	275	279	274	276	270
鹿児島	314	190	308	190	305	187	301	180	300	185	306	185	314	184	306	194	303	193
宮 崎	192	162	194	154	190	152	188	149	191	150	192	153	189	156	191	161	185	157
沖 縄	190	136	190	126	188	127	184	123	184	124	186	124	185	121	178	117	176	119
宮 城	285	142	291	140	286	134	287	133	283	135	275	127	271	125	273	123	265	123
福 島	292	223	286	213	283	215	285	208	286	203	281	200	273	197	274	196	263	192
山 形	194	125	192	118	187	115	183	110	183	106	181	101	176	101	176	101	170	70
岩 手	178	143	180	143	180	146	174	150	173	152	173	150	175	147	178	149	173	156
秋 田	141	96	137	94	137	93	133	90	137	96	138	97	128	88	124	88	120	88
青 森	142	103	141	98	139	98	137	101	133	95	136	93	134	92	131	88	127	81
札 幌	305	171	301	184	303	190	297	172	295	172	290	174	285	177	282	163	281	152
函 館	59	39	58	40	58	38	59	37	56	37	54	36	53	35	53	35	52	34
旭 川	64	42	64	42	60	42	59	43	58	43	56	42	57	40	58	42	59	40
釧 路	87	57	83	57	82	56	82	55	81	55	77	52	78	52	79	52	78	51
香 川	212	142	210	138	209	136	211	133	208	129	209	125	207	134	203	130	199	131
徳 島	168	112	168	109	166	107	162	106	170	113	169	114	164	117	163	116	157	116
高 知	125	81	122	82	121	86	119	87	121	89	121	90	124	90	118	89	114	83
愛 媛	293	201	288	195	282	188	286	191	279	182	282	182	277	181	273	179	269	174
合 計	17,399	10,298	17,276	10,146	17,187	9,910	17,022	9,735	16,908	9,702	16,769	9,566	16,648	9,573	16,511	9,477	16,286	9,362



歴代役員一覧

大会	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
年号	令和 2年	令和 1年	平成 30年	平成 29年	平成 28年	平成 27年	平成 26年	平成 25年	平成 24年	平成 23年	平成 22年	平成 21年	平成 20年	平成 19年	平成 18年	平成 17年	平成 16年	平成 15年	平成 14年	平成 13年
西暦	2020	2019	2018	2017	2016	2015	2014	2013	2012	2011	2010	2009	2008	2007	2006	2005	2004	2003	2002	2001

会長	椎名 勤	横山一夫	横山一夫	横山一夫	横山一夫	待野貞雄	井上孝三郎	井上孝三郎	井上孝三郎	水上要蔵
副会長	関根一三	菊池千春	山本憲一	市川新太郎	市川新太郎	齋藤 正	中村友映	安藤昭治	田中敏夫	白土徳一
	神寶敏夫	神寶敏夫	加古幸平	加古幸平	加藤幸男	菅河憲三	志野忠司	加藤秀治	加藤秀治	田坂瀧男
	早川正敏	早川正敏	森 廣幸	森 廣幸	森 廣幸	大野 寛	大野 寛	黒下貢資	黒下貢資	黒下貢資
	高山吉正	高山吉正	八瀬涉一	八瀬涉一	八瀬涉一	乗川良介	乗川良介	伊藤文王	伊藤文王	
	阿部次雄	阿部次雄	阿部重雄	阿部重雄	松田圭市	松田圭市	松田圭市	松田圭市	南木哲雄	
	馬場幸二									
幹事長	佐々木健	椎名 勤	椎名 勤	小沢 宏	小沢 宏	加藤秀治	齋藤 正	竹内八十二	竹内八十二	井上孝三郎
副幹事長	上田尚彦	関根一三	馬場大二郎	椎名 勤	加古幸平	小沢 宏	福本正幸	瀧野勝年	瀧野勝年	石橋利直
	中村秀紀	三嶋裕之	神寶敏夫	神寶敏夫	小出國正	浅野 博	滝田 平	加藤幸男	加藤幸男	生駒堅治
	村谷正己	関堂清光	高野國範	高野國範	高野國範	杉本哲也	加古幸平	大野 寛	大野 寛	大野 寛
	今井秀明	永美一雄	永美一雄	永美一雄	永美一雄	宮下澄夫	宮下澄夫	乗川良介	乗川良介	伊藤文王
	草賀裕一	草賀裕一	野田 清	野田 清	阿部重雄	八瀬涉一	八瀬涉一	南木哲雄	松田圭市	松田圭市
	池川晋一郎	池川晋一郎	池川晋一郎	池川晋一郎	池川晋一郎	阿部重雄	南木哲雄	佐々木健	森田久稔	南木哲雄
	赤塚富治	亀山一宏	阿部次雄	松田圭市	佐々木健	藤本徳夫	藤本徳夫	藤本徳夫	藤本徳夫	藤本徳夫
	佐藤彰宣	室田尚人	大場英彦	大場英彦						
	渡辺 元	山本憲一	佐々木健	佐々木健						
	三嶋裕之	中村秀紀	高山吉正	瀧 秀隆						
会計責任者	久保田英裕	福本正幸	福本正幸	福本正幸	佐藤和夫	佐藤和夫	瀧野勝年	中村友映	横田芳之	田中敏夫
会計責任者 職務代行者	斉藤 諭	小栗敏昭	小栗敏昭	小栗敏昭	福本正幸	福本正幸	佐藤和夫	小林庄次	中村友映	森木泰雄
監事	三好一敏	三好一敏	浦川久加壽	森本恒夫	芹澤利二	小河 徹	国島宏治	市川哲郎	中村 昇	中村 昇
	磯端強志	磯端強志	南木哲雄	佐々木直俊	四宮 勉	小野温平	藤井好則	加古幸平	高島富男	加藤幸男

土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム つながる安心とひろがる未来を考える ～令和時代、土地家屋調査士の使命～



土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム

つながる安心と ひろがる未来を考える ～令和時代、土地家屋調査士の使命～

13:00開始予定 しばらくお待ち下さい。

Ⅲ 土地家屋調査士制度制定70周年 及び 政治連盟設立20周年 記念シンポジウム

開催：2020年10月26日(月) 会場：東京国際フォーラム ホールB

National
Land & House
Investigator
Political
Federation

20th
Anniversary

開催にあたって

～シンポジウムにおける政治連盟の取り組み～

土地家屋調査士の使命は、不動産の状況を正確に登記記録に反映することによって不動産取引の安全の確保、国民の財産を明確にするといった極めて公共性の高いものです。令和元年8月1日施行された改正土地家屋調査士法で「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」として明確に規定されました。また、土地家屋調査士倫理規定第6条には、「調査士は、その使命にふさわしい公益的な活動に参加、実践し、公共の利益の実現に努める」と規定されています。

これまで、全国の土地家屋調査士は、空家等対策・災害対策・所有者不明土地問題等に取り組んできました。さらなる取り組みとして、国土強靱化という国の最重要課題に関しても土地家屋調

査士が貢献できることを広く国・県・市町村議会の議員の皆様、省庁職員の皆様により深くご理解をいただきたいという願いで本セミナーを企画いたしました。

今回は、国土強靱化対策の中でも「狭隘道路拡幅整備」にテーマを絞りました。これは、狭隘道路であるために緊急時に消防車救急車が入れない、火災発生時に向かいの家屋に延焼する確立が極めて高くなる問題を、われわれ土地家屋調査士の「現場力」を活かして大いにお役に立ちたいと考えたからです。



土地家屋調査士制度制定70周年・政治連盟設立20周年
記念シンポジウム実行委員・幹事長代理 上田尚彦

『防災・減災・国土強靱化!!～まちづくりにおける土地家屋調査士の役割』

内閣総理大臣補佐官 和泉洋人

和泉補佐官は1976年に建設省に入省され、国土交通省住宅局長、内閣官房地域活性化統合事務局長を経て第二次安倍内閣の内閣総理大臣補佐官を務められました。現在は、菅内閣で内閣総理大臣補佐官として健康・医療に関する成長戦略並びに化学技術のイノベーション政策他特命事項を担当され活躍されています。



この講演は今の菅総理が官房長官時代に引き受けられた講演でありまして、大変残念ながら今日は臨時国会冒頭で所信表明演説をしているものですから、私が代わりに参りました。菅総理から皆様にくれぐれもよろしくという伝言を預かってまいりましたのでご披露させていただきます。今日のテーマに入る前に、私もこの地籍調査はいろいろ思い出深いものですから少し話をしてみたいのですが、もともと地籍調査や地図というのは、国土の基盤、国家そのもののですね。一番初めにまともに行ったこういった地図の作成

というのは大化の改新（700年ごろ）の中大兄皇子、後の天智天皇ですが、その大化の改新の時に全国の土地、田んぼを全部国の所有にして、その代わり各人にきちんと分け与える、それを分田と言ったそうですが、その田図を作るために本格的に調査した、これが日本の歴史でまさに国を治めるためにそういった仕組みを作った1番目です。2番目は太閤検地、これは1582年からです。これもまさに太閤秀吉が、国を治めるためにはどの大名がどれだけの石高を持っているか、国力をしっかりと把握する、そのために行ったのが太閤検地でして、これは統一的な方法で行われた日本で最初の土地調査であります。そのときに太閤秀吉は人任せにしないで、石田三成のような有力大名を使って徹底して計測して把握して、それによって国を治める源泉としました。そのときに太閤検地役という人がいて、それまでは各地バラバラな物差しで測っていたのですが、太閤検地で初めて一寸が3.03cm、一尺が十寸で30.3cmに統一し、これによって不公平なくきちんと計測ができるようにしました。次が明治の地租改正です。石高から土地の価値に着目して税金を取ることなのですが、おそらく太閤検地に比べて明治の地租改正は精度が低いものでした。地元の人が縄を引っ張って計測して後で検査する、ですから、今いわゆる公図といわれるものの中でぐちゃぐちゃになっているところがあるのは当時の地租改正での計測・測量が極めて（言葉悪く言えば）いいかげんだった、その負の遺産が今日まで続いている、こういうことであります。最後は、いわゆる小泉政権です。平成13年に発足するのですが、そのときに今綿々と続く地籍調査の基礎となる、当時は都市再生街区基本調査といって相当大きな金額を投入して従来の地籍調査の金に比べて飛躍的に大きな予算を投入して実施しました。このときにさまざまな基準点、街区基準点といわれている経度緯度そして海拔で測る基本的な調査を始めたということです。私は当時ちょう



どこれを担当する内閣官房の都市再生本部の事務局次長を務めておりまして、小泉総理にこうやってやるのだと絵を示して説明した記憶があるので非常に思い出深いです。当時、都市再生本部で副本部長の扇千景国土交通大臣が財務大臣の塩川正十郎さんに向かって「あなたの選挙区がいちばんいい加減なんだ」と、簡単に言うと地籍調査の実施率が極めて低いという話をされたことを覚えていますが、そこから今日に至っていると、そのような経緯であります。そういった意味で4回大きな動きがありました。ちなみに平成の小泉総理の時のネーミングは「民活と各省連携による地籍整備の推進」というものでした。これはどういうことかという、民間で測量した結果もうまく使っていこう、各省が道路事業や区画整理事業などでいろいろ調べている結果をもっとしっかり反映していこう、そういう意味で「民活と各省連携による地籍整備の推進」という名前を付けたのです。本当は事務方は「平成の小泉検地」という名前にしようと思ったのですが、さすがに総理が嫌がらして、今私が申し上げましたような名前になりましたけど、そういった経緯があったわけです。それで早速今日のテーマですが、「防災・減災・国土強靱化!!」。これは今の二階幹事長が野党時代から考えているテーマです。この国土強靱化に極めて大きな影響を与える地図、地籍の話をしていただくとともに、そうした時代の要請の中で期待される、まちづくりにおける土地家屋調査士の皆さんの役割、こんな話で進めたいと思います。

まず1ページですが、わが国の防災減災対策は、過去の大災害の教訓を踏まえて様々な制度が準備されて国土強靱化へ進化したわけであります。まず防災という概念が明確にされたのは1959年の伊勢湾台風でありまして、伊勢湾台風の後に災害対策基本法が制定されました。防災というのは被害を出さないということであり、次の大災害は、1995年の阪神・淡路大震災であります。阪神高速道路の高架橋が倒れ、多くの建物が倒壊して大勢の方が亡くなりました。この経験から、こういう被害が起こるのだということを前提に被害を減少させる減災の概念、こういったものが全面的に採り入れられました。また、このときに初めて全国から本格的に民間のボランティアの方々が参加していただきました。多くの市民が災害ボランティアとして参画して下さったのです。今、菅総理は自助・共助・公助そして絆という言い方をしておりますけれども、まさにこの共助が災害対策に芽生えたのがこの阪神・淡路大震災でございました。次は2011年の東日本大震災です。大規模な津波によって甚大な人的・経済的被害が発生しました。このときに、防災・減災だけでなく、ハード対策のみでなくいかに避難するかといったソフト対策を含めた取り組みとして国土の強靱化が新しい概念として提唱されたわけがあります。

かつては「天災は忘れたころにやってくる」と言われましたが、今は前の天災の恐怖感が生々しく残っているうちに次が来る、こういった時代であります。

次は平成26年以降の主な災害です。本当に毎年毎年多くの死者が出るような災害がたくさん起きています。例えば平成30年7月豪雨、そして関西空港が浸水し船が連絡橋にぶつかってしばらく使えなかった同年の台風21号、札幌市で長期間のブラックアウトが発生してしまった北海道胆振東部地震、さらには昨年も台風15号で人的被害はさほどでもありませんでしたが房総半島に長期停電が発生しました。そして台風19号では大きな洪水被害、今年も7月に豪雨によって九州中国地方を中心に水害で多くの方が亡くなったと、そういった甚大被害が発生しました。

なぜ事前防災か。頻発する災害に対して事前に適切な対策を講ずれば被害ははるかに少なくなるということです。ひいては、被害が出てから復旧するのに比べて事前対策のための予算だっけはるかに小さくて済むということでもあります。このスライドは平成30年台風21号のときの大阪の高潮対策の例であります。昭和36年の第二室戸台風ではとんでもない被害が生じ、そのときは13万戸が浸水しました。今回はそれを上回る高潮が押し寄せて来たにも関わらず、その後に整備した絵に見えている海岸とか河川堤防・水門（絵の手前側が上流、右側が海に近い方）がちゃんと食い止めました。河川堤防や水門整備の費用は1千300億円ですけれども被害は17兆円軽減されたという推計がございます。こういった事前防災することによっていかに災害や被害が減り、そして人命を守ることができるかということです。

こういったことを踏まえて国土強靱化基本法というものができます。これは先ほど言いましたけれども自民党が野党のころから今の二階幹事長が非常に熱心に進めてこられた政策でありまして、平成25年に議員立法で成立しました。目的、基本理念、基本方針のほか基本計画や都道府県・市町村地域計画、こういったものを策定して総理大臣を副本部長とする国土強靱化推進本部という体制も作りました。

こと国土強靱化に関しては、様々な計画がこの基本計画に基づいてすべての色々なことを考えることになっている。基本計画のポイントは、45の起きている事象を考えて、これを防ぐにはどうしたらいいのかというアプローチをとったことです。よくあるのは、各役所に「あなたたちは自分達の施策の範囲についてどんな対策を講じていますか?」と聞くとみんな「ちゃんとやっています」と言いたいから「大丈夫です」と返事をするんですが、そうでなくて

45の起こしてはいけない事態を想定して、それに対して皆さん何をやってくれていますかと聞くと、「ちゃんとやってます」と説明できず、各省がやっていることだけ書くことになり、その結果、すぐく隙もあって特にソフトが弱いということが判明しました。そういったことを踏まえて作られたのが国土強靱化基本計画であります。平成26年に第一次計画が策定され、今は平成30年12月に見直しをして、二期目の計画に入っております。

その基本計画に従って様々な事業を行ってきましたが、平成30年に台風21号、北海道胆振東部地震の後の大規模停電など、災害で従来経験したことがなかったことがおきました。関西空港の連絡橋に船がぶつかってしばらく通れなかったという話をしましたが、空港では肝心の電源が非常に低い位置にあった、そこに水が来て非常用電源が使えなくなった。そういうことがないと思ったのでしょう。こういうことがあって、どうも従来の発想だけでは危ない、この数年にわたる様々な災害で起きた事象に対してどうすればいいのか緊急点検をすることにし、全国の重要インフラにおいて132項目の点検をしました。

そのうえで、予算は専門用語でいうとシーリングというのがありまして、概ね対前年同額ぐらいしかつかないのですけれども、こういった災害の頻発を踏まえて三か年緊急対策を作って、二年半ぐらいで本当に危ないところ、緊急点検したところについては三か年で終わらせるというある意味ではチャレンジングな対策を講じたわけであります。

それで、総額事業費で7兆円、国費が3.5兆円ですから、通例対前年と同じくらいしかつかないという予算制度の中で、飛躍的な増額がこの国家百年の計として作られ、これは比較的ほぼ順調に進みました。

そういったことをしてきているのですが、先ほど皆さま方の仕事が国家の基本であると申しましたとおり、こういった国土強靱化という観点からみても、その前提として土地の基本的な情報である境界が明らかになっていることが極めて重要です。境界が明確になっているのとなっていないのでは、こういった国土強靱化のための復興事業・復旧事業をやる事業期間が大きく変わると、こういったことになります。

例えば平成30年7月の西日本豪雨、広島県内で非常に大きな土砂災害があって、多くの人命が失われたのはご案内のとおりであります。広島県内の砂防事業に当たり、地籍調査によって境界が明確化になっているかどうかの違いによって、工事着手までの期間

が3か月違ったというのが右下の絵です。被害があって復旧工事をするときに初めて境界を確定しようと、住民の立会いを求めようとすると当然お金と時間がかかりますが、地籍調査が済んでいればこういった話し合いなく、直ちに工事ができる。地籍調査が未実施だった地区では、境界が不明確な地図、いわゆる公図しかなかったために土地の所有者等の意見を参考に、公図を基にして境界を確定するための測量等を行ったため時間がかかった、こういったことが現実にあるわけです。

同じようにこれは復興事業の例ですけれども、東日本大震災で被害を受けた岩手県の宮古市や宮城県の名取市、これは高台に移転する防災集団移転促進事業を実施したわけですが、ここは地籍調査が実施済みだったために用地の境界立会いなどの期間が短縮されて、推計したところ、事業期間が8か月から1年程度短縮できたと、こういったこともございます。

次に道路の例であります。これは長崎県松浦市の例ですが、西九州自動車道整備事業の事業地区において地籍調査が実施済みだったので、これも約2年縮まったという推計があります。大化の改新や太閤検地、あるいは明治の地租改正は、いくなれば国家の基盤づくりでありましたが、同じように今の日本にとってもこういう国土強靱化、防災減災そしてまちづくりといった観点から皆さま方のお仕事がいかに縁の下の方の力持ちであり、それがあるとないでは全然違うということが国土強靱化の脈絡の中でも分かるわけですね。

次は逆に地籍調査が行われていなかった例です。六本木ヒルズというのがありますね。非常に大規模な再開発、これは延べ床面積66万m²くらいのコンプレックスです。片方にミッドタウンがありますが、これは全然違うのですね。見た感じは各々コンプレックスで60万m²の床面積で超高層、入っているテナントも似ている。ところが全然違うところがあってミッドタウンの方は元防衛庁の跡地をまとめて三井不動産を中心とするコンソーシアムが買い取り、かたや六本木ヒルズは非常に様々な敷地が混ざっていたところを森ビルが一軒ずつ交渉して行った再開発です。見かけは似ていますが前提となる土地の基本が全然違います。ここにありますように、この地区はいわゆる地籍調査ができていませんでしたので境界確定に4年かかり、お金もかかりました。関係者が多くて権利関係が錯綜し、境界がズレていたり、実態上道路がつながっているのに公図上は道路がズレていたり、非常に大変だったそうです。さきほど小泉政権で新しく地籍調査に力を入れたという話をしましたが、きっかけは、シンガポールのいわゆるソブリン・ウェルス・ファンド（政府系ファンド）による汐留の土地開発での投資でした。

汐留は区画整理事業をやっていますから完璧に土地境界がはっきりしていたので、なかなか日本はいいよねと思って別の場所で投資しようと思って土地の地籍等を見たらぐちゃぐちゃだったと。こんなところでは都市再生で投資するなんて怖くてできないと。まあ、欧米の感覚だとそうなるわけです。それで、都市再生本部で、これでは日本国内の都市再生も時間がかかるし、いわゆる海外からの投資も望めないということで、先ほどお話しした4番目の取り組みがスタートしたという事実がありました。そういう中で皆さま方の関係する国土調査法等の改正が今年行われました。土地の境界情報を明確化するために地籍調査を推進してきましたが、さらに円滑化・迅速化を図るため、ご案内のとおり今年3月に改正がされたわけです。具体的には、地籍調査の円滑化・迅速化のために令和2年度から新たな国土調査事業十箇年計画を作る。さらには所有者探索のための固定資産税台帳の利用や地方公共団体の筆界特定の申請、そういった手続の見直し、さらには都市部での官民境界の先行的な調査や山村部でのリモートセンシングデータの活用、地域特性に応じた効率的調査手法の導入を行うこととしたわけであり

ます。

新たな国土調査事業十箇年計画については本年5月に策定されました。令和2年度からの10年間に実施する地籍調査事業量、そ

の迅速化かつ効率的な実施を図るための措置等を始めました。具体的には、ボリュームでいうと様々な工夫をして前計画の実績の1.5倍の15,000km²を十箇年で調査する。その結果、右下の絵ですが、もう進んでいるあるいは必要性が薄いということで外されているところを除いた黄色の部分と赤の斜線部分、そういった優先実施地域の進捗率を提示して、現在の79%を十年後には9割くらいまでいくといったことを計画してまとめました。もちろん予算も必要ですからしっかり確保はしますけれども、これまで以上に地籍調査をスピードアップさせていきたい、そう言った意味では今日お集りの土地家屋調査士の皆さまにはこれまでもご活躍賜ったわけですが、一層のご活躍をお願いする次第でございます。

今地籍調査について説明してまいりましたが、大きな意義は地籍図を登記所備付地図として法務局に備えおくことにあります。それと公図が明治の地租改正以降の結果、まだまだあやふやなものが多いとお話ししました。それで今ご説明しましたとおり、平成の地籍整備の方針以降、各省連携で地籍整備を推進し、本期においては全国の都市部におけるDID地区の公図と現況が極めて異なる地域については法務局が地図を作成する作業を実施すると。そういった意味で地籍調査と法務局の作業とが車の両輪となって特に必要な場所についてしっかりとやっという体制が整いま



国土強靱化基本計画の概要

基本計画とは

- 国土強靱化基本法に基づく計画
- 脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める
- 国土強靱化に関して他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画）
- 「国家百年の大計」の国づくりとして、従来の防災の範囲を超えたあらゆる政策を含めた、国土強靱化について総合的な対応を示した計画

基本的考え方

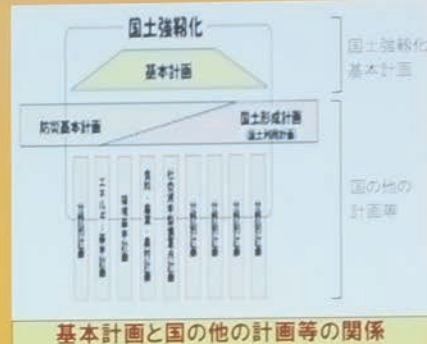
- 国土強靱化の基本目標
 - ①人命の保護 ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興
- 国土強靱化の基本方針
 - ①官と民の適切な連携及び役割分担により、「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせて取り組む
 - ②ハード対策とソフト対策の両面からの総合的な対策を推進する
 - ③平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する など

特に配慮すべき事項

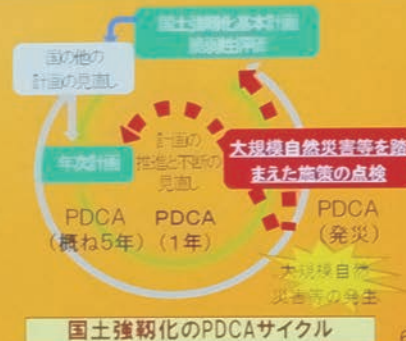
- 一極集中のリスクを分散させるため、「自律・分散・協調」型国土構造の実現
- リスクコミュニケーションと人材等の育成
- 国土強靱化のイノベーション
- 平成30年6月以降の災害からの教訓を踏まえた対策 など

計画の推進と不断の見直し

- 施策の推進状況を考慮し、概ね5年ごとに見直し
- 施策の進捗状況を把握し、年次計画を見直し、PDCAサイクルの徹底
- 重点化すべき15プログラム及び関連が強い5プログラムを重点的に推進
- 上記プログラムの中で、特に緊急に実施すべき施策については、3か年の緊急対策を定めて速やかに実施



基本計画と国の他の計画等の関係



国土強靱化のPDCAサイクル

6

した。そして、この法務局における調査は、従来型に加えて大都市型あるいは復興型という特に今ニーズが強いところについて集中的にやると。こういった類型も作って計画的に実施しているところであります。ちなみに現在、東京の法務局における大都市型の地図作成は再開発の進む高輪ゲートウェイ新駅の周辺、ご案内のとおり、リニア新幹線が品川駅に来るというようなことがあって、品川と田町の間に高輪ゲートウェイ駅という山手線で唯一のカタカナの駅が出来て、その周辺の再開発事業というのはべらぼうな量がこれから進むわけでございますけれども、そういったことこそ、この都市再生のためにしっかりと地籍がいるんだということで、法務局が先頭に立ってやっていただいていると、こういったDID地区における困難な地図作成作業において、まさに法務局がやるのはいいましたが、実際それをやっていただいているのは、皆様であります。引き続きこういったことをこういった場所で都市再生が進むということは日本の経済にも大きな影響を与えます。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

次が土地家屋調査士法の改正、これはもう皆様にはご案内のことなので、改めて申し上げる必要もないのかもしれませんが、昨年の通常国会で司法書士法と土地家屋調査士法の一部を改正する法律というのが成立しました。そして、土地家屋調査士の活躍の場が大きく拡大している近年の状況を踏まえて土地家屋調査士の皆さんの専門家としての使命を明らかにするような条文を第1条に掲げたと。これは、地籍調査あるいは地図というのは国家の基本であるという話をしまいましたが、それを担う皆様方も非常に崇高な使命があると、具体的に言うと、表示に関する登記の専門家として、また、土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、権利の明確化に寄与するといった、非常に大きな、崇高な使命があるということが、法律に明示されたわけであります。この改正は、本年8月1日に施行されましたが、改正の趣旨に則って、そういった崇高な使命をしっかりと果たしていただければ幸いです。最後でございますが、縷々申し上げましたとおり、皆様方に対する期待はとても大きいです。国家の基盤であると同時に、これがきちんと出来ているかどうかによって、様々な経済活動に、大

きな影響を与えます。先ほどは都市再生の例を少し強調しましたが、全てにわたって経済活動の基盤となるような情報であり、制度であります。表示に関する登記、そして筆界の専門家である土地家屋調査士の皆様には、これまで説明してきた地籍調査事業や地図作成作業といった各種の施策の推進に当たりまして、枢要な役割を担っていただいております。今後ともこういった分野で日本の経済、日本の社会を支える中心の戦力としてご尽力賜りたいと思います。引き続きよろしくお願いします。ご清聴ありがとうございました。

『狭あい道路整備促進の必要性について』

講演①

国土交通省住宅局市街地建築課長 宿本尚吾

宿本尚吾様の所属する部署は、国土交通省住宅局市街地建設課で、全国各地の再開発事業や密集市街地の整備、建築基準法に基づく市街地の確保など、まちづくりを担当する部署です。まちづくりの観点から狭隘道路の整備、国土強靱化に携わっておられます。令和2年7月21日より市街地建築課長に就任され、狭隘道路解消に向けていろいろな施策を行っており、経済局の取り組み、土地家屋調査士との連携について講演をいただきました。



本日は、土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムにお招きいただきまして、また、こういったお話しのお機会を与えていただきまして大変ありがとうございます。

私ども住宅局の住宅行政と皆様方土地家屋調査士が行われる業務は、住宅建設の場などを通じて非常に密接に関連をしております。

本日はその中でも狭あい道路、すなわち密集市街地などにみられます狭い道路、消防活動などもなかなか困難で、地域の防災上早急に拡幅や整備が望まれる道路、こういった道路になりますが、この狭あい道路解消に向けた私ども住宅局における取組、そして土地家屋調査士の皆様方との連携について、お願いも含めましてお話をさせていただきたいと考えております。

本日のお話でございますが、大きく3つご用意をしております。まず初めに私ども住宅局における施策の政策の中でこの狭あい道路の解消がこういった位置付けにあるのか、こういった観点で取り組んでいるのかということについて最初にご説明をいたします。

次に狭あい道路の解消に向けまして、私ども住宅局といたしまして



具体的にどういった取組を行っているのか、補助制度を設けて狭あい道路解消に取り組む自治体を支援しているわけですが、これについてご説明をさせていただきます。

最後に、さまざまな自治体におきまして取り組んでおられます狭あい道路解消のための取組につきまして昨年度調査を行い、今年度、お手元に配布していただいておりますような事例集の取りまとめをいたしましたので、これについて、時間の関係上、極々一部ということになりますが、ご紹介をさせていただきたいと考えております。

まず、住宅政策の動向について。住宅政策では、すまい、暮らしの礎であります住宅に関するさまざまな課題に関しまして取組を行っております。

住宅局という組織が旧建設省にできましたのは、戦後のこととなります。

終戦直後に戦災復興院が、420万戸の住宅不足を推計いたしました。この解消が戦後、高度経済成長期の住宅局における住宅政策の最大の課題でございました。

数の不足の時代を乗り越えてより豊かな住宅、より豊かな住生活、こういったことを営む事が現在の課題となっております。

我が国の人口でございますが、2010年、1億2,800万人をピークにすでに減少の局面に入っております。

住宅政策では人口よりも世帯の数が重要になってまいります。世帯数は実は人口が減少局面に入ってからさらに増加を続けております。これは若年単身の方もいらっしゃるし、高齢単身の方もいます。単身世帯の方の増加などに起因するわけでございますが、2020年から2025年にかけて5,400世帯がピークとされています。その後減少してまいります。

戦後、420万戸の住宅不足が住宅政策のスタートと申し上げましたが、1968年、昭和43年のほぼ50年ほど昔に全国で住宅総数が世帯総数を上回りました。

現在では、住宅の総ストックが6,200万戸、総世帯数は5,400万、量的には充足をしている状態であります。

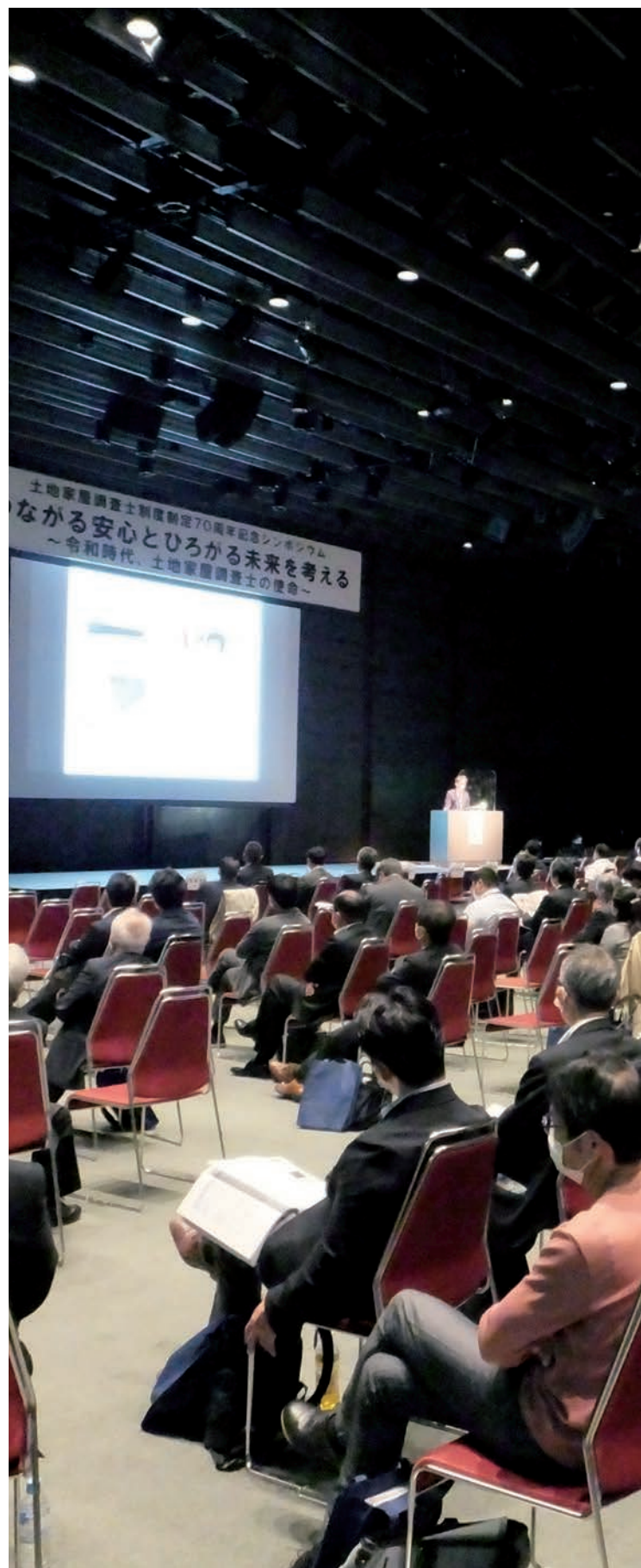
今後の住宅政策は、こういった量の問題ではなく、これらのストックが豊かな住生活を営むに足るものとなっているか、十分でないストック、例えば耐震化がなされていない、バリアフリー化がされていない、省エネが不十分、さらには、適切な幅員の道路に接道していないなど住環境に関しても問題があるような住宅などにつきまして、いかにして建替えていくのか、リフォーム、リノベーションしていくのか、いかにして更新・改善を図っていくのかといったことが課題となっております。

住宅政策の道しるべといたしまして私ども「住生活基本計画」という計画を策定しております。

「住生活基本法」という法律に基づきまして10年間の計画を作りまして5年ごとに見直しを行うということになっております。

現在の「住生活基本計画」は平成28年、2016年に閣議決定をされておりますが、現状と今後の課題、今後10年間の課題といったものを整理しております。「高齢化問題」「空き家問題」「地域のコミュニティの問題」「少子化問題」、加えて「リフォームや既存住宅の流通市場が転換に遅れ」「マンション問題」などなど、住まいを取り巻くさまざまな課題が存在をしております。

こういった課題の解消に向けまして「住生活基本計画」におきましては8つの目標を定めまして目標達成に向けて様々な取組、具体的には既存制度でしたり、補助・税制・融資の支援などを講じてい



るところであります。

その8つの目標の一つといたしまして、「住宅地の魅力の維持、向上」というものがございます。この中で「密集市街地の整備改善」といったものが挙げられております。

密集市街地の中でも特に危険なエリア、我々「危険密集」と呼んでいるわけですが、これの解消を目標に掲げております。

具体的には、地震時に著しく危険な密集市街地、これは平成23年時点で全国に約6,000ヘクタール存在しているとみております。これを解消することを目標としておるわけであります。

こういう危険密集市街地におきまして、建替えにより木造の建物を不燃化していく、それから狭あい道路の拡幅も含めまして避難路となるような道路整備を進めていく、避難場所となる公園の整備を進めていく、こうした道路や公園などの整備に伴いまして立ち退かざるを得なくなる地区内の従前居住者向けの住宅を供給するといったことを通じてこうした密集地区の整備改善を進めているところでございます。

なお、「住生活基本計画」につきましては、来年の3月に見直しを行ない、新たな計画を閣議決定する予定でございます。

現在までの議論におきましても狭あい道路の拡幅整備を含めたこうした密集市街地の整備改善につきましては、国土強靱化を図っていくという観点からもその重要性は変わらないものとされております。

住宅政策の動向について概略をお話いたしましたので、次に狭あい道路解消に向けた取組についてお話をさせていただきます。

先ほど密集市街地整備の中でも触れましたが、狭あい道路というのは、その字のとおり狭い道路ということになります。

道路とはいいますが、実態としては自治体が鋭意整備をして管理をしている、いわゆる道路認定されているような道路とは異なりまして、車が通れなかったり、さらには舗装もされておらずといったものも散見されているところであります。

こうした狭あい道路でございますが、災害時に避難路としては不十分であり、安全で良好な住環境を形成する上では大きな課題と考えられます。このため国土交通省では、こうした狭あい道路の拡幅整備等の費用につきまして助成を行っているところです。

具体的には、建替えやセットバックを円滑化するために地方公共団体が行います狭あい道路の台帳整備や情報整備を支援しております。その上でセットバックに要する費用に対して支援を行っているものでございます。

また、密集市街地の整備改善につきましては、個別の補助金が近年制度化をされましたが、その中でも狭あい道路の整備というのは補助メニューとして位置付けられているところでございます。

続きまして、狭あい道路解消のためのさまざまな自治体の取組についてご説明をさせていただきます。

昨年5月、6月に狭あい道路の整備の補助事業、私どもが持っております補助事業を活用している283の自治体にアンケートを行いました。この結果、273の自治体から回答をいただきました。

また、回答いただいた中で特に、積極的に取組を行っておられます自治体、21の自治体に対しまして別途ヒアリングを行いましてお手元に配布をさせていただいております事例集として取りまとめをしてございます。

まずはアンケートの結果からでございます。

狭あい道路整備に関しまして、補助金のメニューとしてはさまざまございますが、実際に現場で補助を行っているものといましては、測量の費用、道路舗装の費用、分筆登記費といったものが多くなっております。次に道路設計の調査費、道路築造費、用地取得費などが続いてまいります。こういった費用につきましては、当然ながらケースバイケースではありますが公共団体が公共サイドで負担すべきものとして自治体の議会における議論を経て予算立てをされているものであります。

狭あい道路の整備におきまして課題となります後退用地の取り扱いについてですが、8割の自治体においては寄付をする制度が設けられております。後退用地の所有の如何を問わず後退用地につきましては、おおむね半分程度の自治体におきまして、公共側で管理を行っておられます。固定資産税を非課税としているところも多く存在をしております。

ちなみに私は、少し以前に、東京都の豊島区役所に出向しておりました。豊島区も随分昔から昭和の時代から狭あい道路解消に向けて取組を行っておりますが、その際はまず通り抜けの道路について、起点・終点を示して道路認定を行って後退用地は個人所有のまま無償の使用承諾をいただき、舗装整備、側溝設置を区が手続を行い、固定資産税は区が行って非課税とするというのが一般的なルールとしてやってございました。もちろん今回、アンケートにございますようにそれぞれの自治体でさまざまなやり方をやっているということがわかった訳であります。

続きまして、事例を三つほど紹介させていただきたいと思います。もっと多くの事例、お手元に配布をされております事例集をご参照いただきたいと思います。

三重県津市と東京都杉並区、愛知県岡崎市を取り上げております。

三重県津市では、土地家屋調査士会、宅建業協会、自治体の狭あい道路担当者の研修会を行いまして狭あい道路整備の意義や補助事業の活用についてそれぞれで研修をされているということでございます。

東京都杉並区でございます。まずここは組織体制が相当充実しております。そのうえで、職員が住民に対して積極的な働きかけを行い、事業を周知することで促進を図っているということでございます。特に、拡幅事業の必要性が高いと思われる箇所については、重点的に働きかけを行っているということ聞いております。

さらには、条例を制定いたしまして、後退用地に設置をされるような支障物に対して除却の勧告命令を行い、従わない場合にその旨の公表や場合によっては代執行を行うというような仕組みも用意しているということでございます。

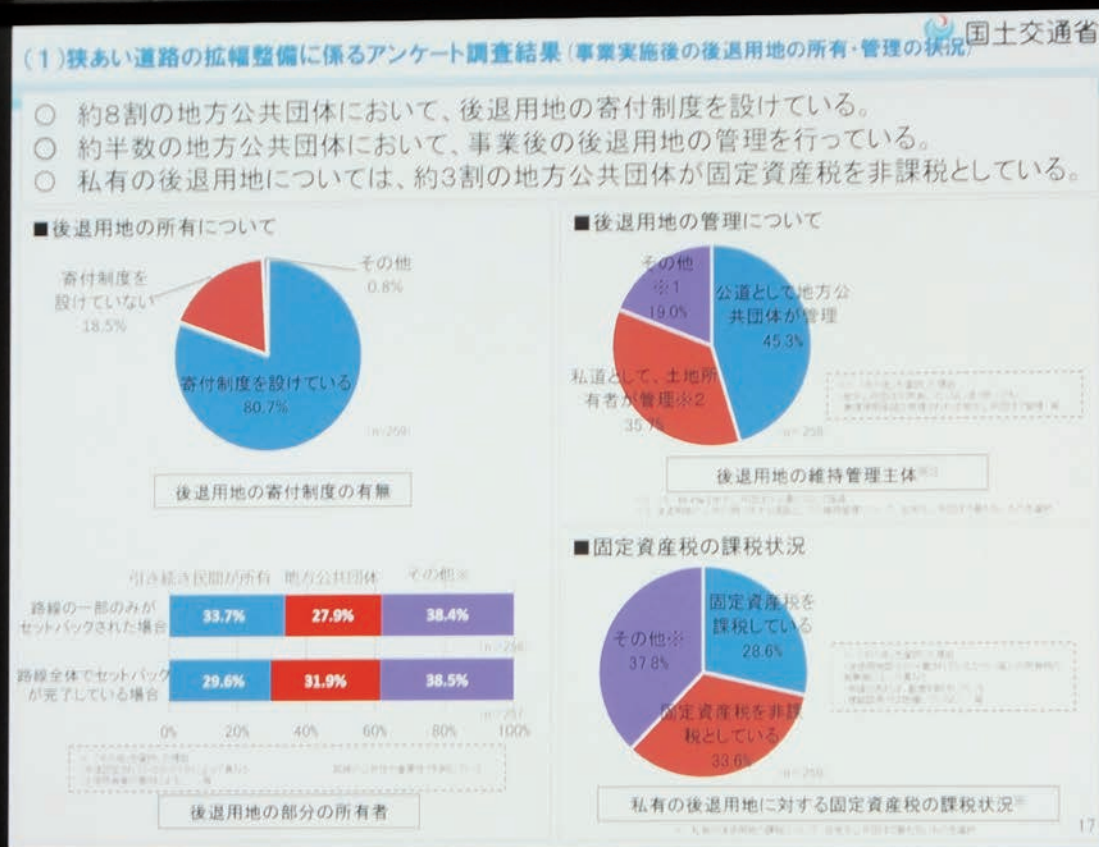
愛知県岡崎市はこの後詳しくご説明をいただくということになりますけれども、後退杭の設置や届出制度を設けることで、後退用地が

適切に管理をされるという仕組みを用意されているとのことでございます。また、キャラクターを用いて市民に親しみやすいPRを行ってられるという風に聞いております。

そもそも、私ども所管しております建築基準法では、原則として幅員4メートルの道路に2メートル接道するということを義務付けております。

従いまして、狭あい道路に面する敷地で住宅の建替えが進んでいきましたら、それぞれセットバックすることで4メートルの道路空間が出来上がっていくということになります。しかしながら、狭あい道路の入り口、出口にありますもう一方の別の大きな道路にも接道している角地の道路、事例集の中では「喉元敷地」と称しておりますけれども、こういった角地の部分につきましては、狭あい道路に面してセットバックする必然性がないということから、うまく調整を進めないと狭あい道路拡幅が進まないこととなってまいります。

この点、私が出向しておりました豊島区では、建築基準法だけではなくて、道路法による道路認定を組み合わせることでうまく処理をしてきたわけでありますが、同じようなオペレーションを行うこと



が難しい自治体もあるかと思います。

さまざまな自治体の事例をもとに自治体の特性に応じた進め方を行っていただくべく今回事例集を整理いたしました。ご地元の自治体にも周知をしていただければ幸いです。事例集につきましては国土交通省のホームページでもご覧いただけるようにしております。

なお、実際にこうした狭あい道路の拡幅整備でございますが、住宅の建替えに応じて進めていきたいと考えておりますけれどもすべての自治体においてこうした取組を行うには、十分な組織や人員が用意されているわけではないという点につきまして最後に触れたいと思います。

市町村の基礎自治体は市民や町民、村民の方々向けに住民票や戸籍等の生活にかかわる業務、税金にかかわる業務、福祉や生活保護、防災、ごみ収集、子育て支援、学校教育などきわめて多岐にわたる業務を行っておられます。その上で我々に近い分野といたしまして、都市計画、住宅、道路、河川、下水道などの業務を行っており、その一環として狭あい道路の整備を行うという位置付けになってまいります。

ちなみに、市町村の職員数は、大変大雑把に申し上げますと、人口1万人あたりに100人ぐらいになります。したがって、人口10万人程度の市であっても市の職員というのは1,000人ぐらいというのがだいたいの相場観となっております。この人数で様々な業務を行っていく必要があります。さらには、近年は、行政改革、財政改革で人員は削減傾向にあります。とてもとても狭あい道路の拡幅整備まで職員の手が及ばないという自治体も残念ながらたくさん

あるものと思われます。

先ほどご紹介をいたしました事例の市区を含めまして私も今回いくつかの自治体にヒアリングをしてみました。こうした先進的な取組を行っている自治体にあっても組織、人員といったものは十分ではなくて、外部の方々の協力が必要という状況がよくわかりました。

本日お集りの土地家屋調査士会の皆様方におかれましては、すでに取り組んでいただいている方も多くいらっしゃると思います。どうか、こうした行政側の事情も十分に考慮していただき公の資格者として行政をサポートすべく、そもそも取組が十分でない市町村にはその必要性を説くところから始めていただき、取組を促していただき、また、人員が不十分で困っている市町村にはできる限りのサポートをお願いしたいと考えております。

その上で、私ども国土交通省といたしましてもあらゆる機会を捉えて市町村に対して狭あい道路の拡幅整備の必要性を説き、引き続き補助による支援を行っていききたいと考えております。

国土交通省、市町村といった行政サイドと土地家屋調査士会の皆様の活動がまさに車の両輪のようになって狭あい道路の拡幅整備が現在進められております。こうした取組がさらに全国に広がっていくことが私どもにとっても今後の大きなテーマとなっております。

どうぞ引き続きのお願いを申し上げまして私のお話を終わりとさせていただきます。

どうもご清聴ありがとうございました。

講演②

岡崎市建築部次長 **田口富隆**

田口富隆様は愛知県岡崎市建築部次長兼住環境整備課長で、狹隘道路整備、住居の耐震化、空き家対策を担当されていますが、全国でも先進的に狹隘道路拡幅を推進されてこられた一人です。これらの経験から岡崎市における取組の経緯～具体的な取組～今後の課題と地方自治についてということで講演をいただきました。



本日は、「つながる安心と広がる未来を考える」と題しました「土地家屋調査士 制度制定70周年記念シンポジウム」の開催、誠にありがとうございます。また、併わせまして、このような盛大な場にお招きをいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

それでは、前面のスクリーンをご覧くださいながら、「狭あい道路整備促進の必要性について」意見発表をさせていただきます。

本題に入る前に、本日まで参加をいただきました皆さまの中には、「岡崎市ってどこだ?」と思われる方もお見えかと思しますので、簡単に紹介をさせていただきます。岡崎市は、愛知県の中央部に位置し、江戸幕府を開いた徳川家康公の生誕の地として悠久の歴史と伝統に育まれた人口約38万7,000人の中核市であります。中心市街地を東西に流れる一級河川「乙川」では、乙川リバーフロント整備事業が進められており、駅前には新たな岡崎のシンボルとして、土台を含めた高さが約9.5メートルの「若き日の家康公像」が設置された他、岡崎城のほとりを流れる水面では、観光船の就航や今年は新型コロナウイルスによる影響で開催が見送られましたが、約3万個のLEDボールを流す「岡崎泰平の祈り」が開催されるなど、官民一体となった「まちづくり」を進めております。また、「歴史ある町」という点では、戦災を免れた都市計画区域内の市街地において、狭あい道路が至るところに様々な形で存在していることも事実であります。

本日は、このような観点を踏まえまして「岡崎市の狭あい道路整備の取組み」について、お話をさせていただきます。話の流れとしましては、初めに「取組みに至る経緯」、次に「具体的な取組み」について、最後に「今後の課題」について、順次お話をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

■ 取組みに至る経緯

それでは初めに、「狭あい道路に関する条例化への取組みに至る経緯」についてでございます。

今から70年前の昭和25年に「建築基準法」が施行されましたが、狭あい道路の拡幅は、目に見えて進捗しないのが現状でした。狭



あい道路の整備が進まない理由としては、建築時において建物は後退した位置に建築するものの、後退用地部には所有者が後から門や塀を築造するなどにより、結果的には道路拡幅に至らないことが理由として挙げられます。

後退用地部の門や塀は、違反建築ではありますが、自治体の指導体制や道路整備体制、また、地域住民の意識など様々な問題が重なり合い、狭あい道路の拡幅整備は進展しませんでした。

その間、住宅そのものは、安全性や快適性が改善されてきたのですが、共有部となる道路は狭あいな道路環境を残した状態が続くこととなりました。こうした背景から岡崎市は平成16年に、他の自治体の調査を始めました。

この結果、他の自治体では要綱や条例を制定するなど、様々な取り組みがされており、当時、愛知県内では15の市が要綱等を作成しており、条例については県外となる浜松市さんが、先進自治体として施行されてみえました。

これら、他市の取り組み状況を参考とさせていただく中で、岡崎市においても整備促進を図るための手法や制度を確立するため「狭あい道路とまちづくり推進モデル整備調査」として、市内の市街化が進み、かつ、狭あい道路の割合が高く道路密集が高い地区をまずは選定する事としました。

さらに、この中から今後、建替えや狭あい道路整備により、市街化改善効果が期待できる3地区を選定し、狭あい道路に対する意識や狭あい道路を安全で快適な生活道路に改善するための条例制定に向けて、説明会やアンケート調査等を行うなど住民の意向把握に努めました。

その後、これらの課題と現状について整理を行い、平成18年度に「狭

あい道路の拡幅整備に関する条例」を制定することが出来ました。

■ 具体的な取り組み

住宅が立ち並ぶエリアの狭あい道路整備は、市民生活に密接にかかわる生活道路の整備であり、市民の理解と協力なしには進めることが出来ない事業であります。このため、市民と行政の「責任」と「役割分担」を明確にし、きめ細やかな支援策を組み合わせると共に、単なる道路拡幅の視点だけではなく住環境の改善が感じられるなど、後退用地の適正な空間確保も重要であると考えます。

狭あい道路の多くは、昔の生活事情に合わせた道路形態が基本となっていることから、道路幅員は狭く、交差部には隅切りも無いため、平時の歩行等の利用には支障はないものの、緊急時や非常時の際には緊急車両等が進入できないといった事態は、時として人命にも影響を及ぼすものであります。

この問題の抜本的な対策としては、狭あい道路に隣接する地権者の土地の一部を道路として活用することですが、地権者の用地協力に対して行政がどこまでの支援ができ、その内容を市民に対して、どのように呼びかけるのが重要なポイントとなってまいります。

具体的に申しますと、1点目として、用地寄附をして頂いた地権者の方に対する「メリット」であります。

岡崎市では条例により、狭あい道路整備に必要となる用地を寄附

していただく場合、面積に限らず市が用地測量を行い、分筆および所有権移転登記を行っております。さらに、交差部や曲がり部において隅切り用地を寄附して頂く方には、固定資産税評価額を基に奨励金を給付する事としております。

これにより、地権者にとっては敷地面積は幾分減少しますが、費用が発生することなく敷地の登記が確定するという点は、大きなメリットになると思います。参考ですが、岡崎市の令和元年度の実績としましては、狭あい道路の協議件数 344 件の内、用地寄附件数は 156 件であり、約半数程度が寄附のご協力を頂いているところであります。

次に2点目として、道路後退に伴う支障物等の撤去・復旧に対する費用的な支援についてであります。

岡崎市では、敷地内の土留めを兼ねているなどの、既存擁壁を取壊し、後退用地を道路用地として寄附をして頂く場合、既存擁壁の撤去と擁壁の再設置工事については、撤去・復旧を合わせて上限100万円を補助しております。また、用地寄附に伴う水道メーターや配管などの撤去・移設費用につきましては、上限30万円の補助を行っております。

ちなみに、土留め機能はなく単体として作られたブロック塀などの取壊しについても補助を行っておりますが、撤去後に新しく設置する塀の費用は、個人の負担をお願いしております。





次に3点目として、これらの「狭あい道路整備に対する支援内容」を、
 という手法で市民に知って頂くのか、についてであります。

「ホームページ」や「パンフレット」による呼びかけも1つの手段で
 すが、狭あい道路のことを、幅広い世代の方にも知って頂くことが
 大切であると考え、子ども受けするキャラクターの考案に取り組み
 ました。この結果、岡崎市住環境整備課では、狭あい道路拡幅
 整備のPRキャラクターとして「カクフックン」を誕生させ、先に
 活躍している岡崎市のご当地キャラクター「オカザえもん」とのコ
 ラボも交えることで、より即効性と効率性を考慮した宣伝に努めて
 いるところであります。

具体的には、コラボによるPR動画やSNSを活用した情報発信の
 ほか、イベント時や窓口で配布する缶バッジの製作に加えて、岡
 崎市住環境整備課のカウンターにはウレタンで製作した「カクフッ
 くん」の人形を置いたり、事業制度を記載したお持ち帰り用の「名
 刺」や「しおり」を配置する他、切り貼りによる飾り付けを行うなど、
 子供や次世代へバトンを渡すお年寄りの目線を意識した作戦に奮
 闘しております。

これら職員の手作り感満載の状況を是非ともご覧いただきたいと
 思っておりますので、岡崎市にお越しの際は、是非お立ちより下さ
 いますよう、よろしくお願い申し上げます。

■ 今後の課題

最後に、「今後の課題」についてであります。

道路後退用地が、個人所有地のままとなっている場合の道路整備
 の是非については、各自治体の判断により分かれるところであり
 ます。岡崎市では、「狭あい道路の拡幅整備用地は、寄附による
 官地であること」としているため拡幅整備にあたっては地権者のま
 とまった寄附の動向に大きく左右されてしまいます。

建替え時に一旦後退はするものの、個人名義となっている後退用
 地は、自己所有地のまま長期間経過しますと、次世代の所有者が
 再び後退用地を私的に利用して、駐車場の一部となったり、プラ
 ンターを設置するなど、利用形態は様々ではありますが道路後退を
 しているとは言い難い状況が散見されるのも現実であります。

建築基準法では、違反建築とはならない案件の取り扱いは強い行政指導が出来ないことから、苦慮している他の自治体も多いのではないのでしょうか。

岡崎市では、後退用地には杭や鉄などを設置し後退したことを明示することで、違反建築の抑制に努めているところであります。

岡崎市の条例では、後退用地は一般の交通に供する事の努力義務を課していますが、更なる改善に向けた取り組みは重要な課題であると考えております。

以上、狭あい道路の整備は、地権者の用地協力に伴って発生する付帯工事や測量・登記事務等に対し、行政がどこまで支援できるのかが進捗を左右する大きなポイントであると思います。前にも申し上げました通り、狭あい道路は、有事の際には時として人命を左右することから、自治体としても早期整備に努めて行かなくてはな

りません。

後ほど豊田先生よりご提言がされると存じますが、制度が改善され全国的に狭あい道路の整備が飛躍的に進むことは、我々にとって大変喜ばしいことであるため、早期の実現を期待するところでございます。

最後に国におかれましては、今後も引き続き、狭あい道路整備に向けた予算を確保して下さいますよう、強くお願いを申し上げますと共に、「日本土地家屋調査士会連合会」の皆様方におかれましては、益々のご活躍を御祈念申し上げまして、私からの意見発表とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

講演③

静岡県土地家屋調査士会名誉会長 米澤 實

米澤實（静岡県土地家屋調査士会名誉会長）様は、平成23年～平成27年まで静岡県土地家屋調査士会会長を歴任され、静岡県全市町村と災害協定締結をはじめ、狭隘道路拡幅事業に関しても政策提言され実現をされて来た方です。土地家屋調査士として狭隘道路の解消について実践してきたことを中心に講演をしていただきました。



今年の夏は暑い日が続きましたが、全国で一番暑かった街が浜松です。

最高気温41.1度の浜松市より参りました。よろしくお願いします。狭あい道路整備の必要性、促進方法、整備事例について、国土交通省 宿本課長、岡崎市の田口次長より説明が御座いました。

私は「狭あい道路整備促進と土地家屋調査士」をテーマに説明して参ります。整備が急がれている社会要請の高い狭あい道路整備の促進を計るため土地家屋調査士はどの様に関わり、取り組むべきか狭あい道路整備事業とはどのような事業であるかを土地家屋調査士の立場から説明させていただきます。

1. 狭あい道路とは

狭い、隘路に、住宅が密集して建ち並んでおり、昔のままの狭く



通行が容易でない整備されていない生活道路で、昭和25年（70年前）に制定された 建築基準法第42条2項に該当する幅が4.00m未満の道路です。略して2項道路と呼ばれています。狭あい道路は、北海道を除く日本全域に数多く点在し、都市部の密集した市街地だけでなく、農村・漁村の集落地にも多く見受けられます [fig.1]。狭あい道路を衛星写真で見ましょう [fig.2]。この事例は、浜松市郊外の篠原地区です。旧東海道に沿って、集落が形成されています。赤線で示した所が狭あい道路となります。漁村周辺の集落地の事例です。赤線で示したところが狭あい道路となります。狭あ

い道路は広範囲に多数存在し、未整備箇所も多く残っています。日常における利便性に欠けるだけでなく、消防・救急の緊急車輛の通行が困難であったり、災害時の避難に支障がある等、国土強靱化観点からも整備が急がれています。特に高齢化が進む集落が多いため、救急車の利用頻度は高く、住民の命に直結することからも急ぎ整備されなければなりません。このケースでは建物の間の縦の通りが狭あい道路となります [fig.3]。狭あい道路に接して建物の新築・増築をする場合には、道路の中心線より2.00m 後退する必要がありますとされます。整備作業における我々土地家屋調査士の業務は、市から依頼を受け、道路境界、民界の確定、分筆、工事完了後の地目変更、境界復元作業となります。建築基準法制定より70年経過した今日でも、多くの狭あい道路において整備が進んでいない現実があります。この解消のためには関係する官庁、道路を管理する自治体において、少なくとも道路幅・中心線を提示し、後退部分を明確にする必要があると感じています。

2. 狭あい道路整備事業の特長

(1) 事業の継続性

業務は一過性のものではなく 建築基準法 及び 市・町の条例に基づく道路拡幅整備事業であり、業務の寿命は長く、狭あい道路が無くなるまで続く安定性が見込まれる事業です。

(2) 事業の規模

事業の一部は市・町等が特別に区域・路線を決めて計画的に整備

する事も考えられるが、多くは個人の住宅等の建替え、新築・増築時に整備するため1件あたりの業務量は我々の日常業務と変わらないので、個人事務所でも容易に参加できます。

(3) 事業の時期

事業は住宅等の建替え、新築時に合わせ実施される事が多く、公共事業に多い年度末の業務の集中は少なくなります。

(4) 事業地域の傾向

狭あい道路の多くは住宅が密集地域にあります。建築基準法の制定から70年、長い年月を要しても 狭あい道路の整備が遅れている状況は、現状にある建物を保持したいとの地域の保守性が強かったためと思われます。具体的には、狭あい道路に沿って先祖が造った塀・石垣・生垣等への愛着や、道路の拡張で先祖伝来の土地が減ることへの寂しさから道路整備へ消極的になる土地所有者が多かったのではと考えられます。狭あい道路整備事業は、そんな土地所有者の気持ちを理解し、日頃からきめ細やかな業務を行っている土地家屋調査士の職能にフィットした業務と考えます。

3. 狭あい道路整備事業のすすめ方 (静岡市の事例) [fig.4]

事前協議は整備事業において重要な分岐点となります。助成依頼のメリット、事業の必要性をしっかりと説明する。我々土地家屋調査士も狭あい道路に面した建築目的の土地の測量を依頼された時には、整備事業の必要性をしっかりと説明し、助成整備依頼をする



fig.1
浜松市西区篠原町 (Google マップ航空写真)



fig.2
漁村集落地: 浜松市西区舞阪港東 (Google マップ航空写真)

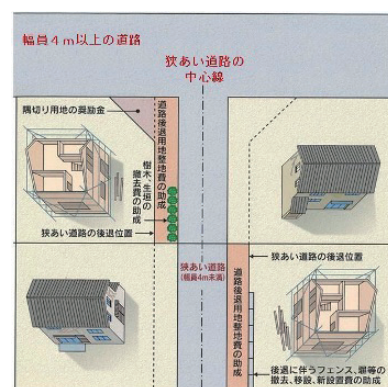


fig.3

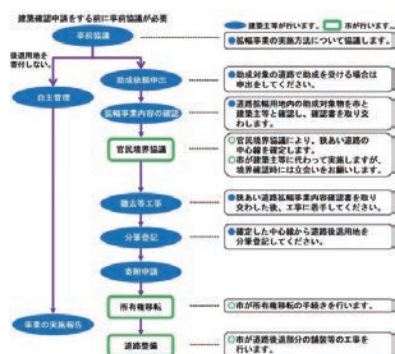


fig.4



fig.5
完成後の境界復元作業

よう勧める。

画像 [fig.5] は完成後の境界復元作業をしているところです。手前が整備区域、奥が未整備の狭いまの道路です。消防車は通れない状況です。静岡県においては、静岡市・浜松市・沼津市・富士市など、県内の主な「市」で狭あい道路整備事業を推進しています。その中で「浜松市」の事例を取り上げ説明します。

画像 [fig.6] は浜松市西区篠原地区の路線図です。赤い線が狭あい道路です。多くの路線が狭あい道路となっています。

画像 [fig.7] は同じ場所の篠原地区の狭あい道路整備図です。青色のところが整備された区画です。平成14年から令和元年までの18年間の整備記録になります。浜松市の実績として狭あい道路拡幅整備条例の制定…平成13年度これにより、浜松市と建築主の役割分担と責任が明確になった。翌年度、平成14年度より本格的に事業に着手以来、昨年度までの18年間の実績として

○整備件数 2505件（年平均140件） 事前協議件数 6895件

○予算額 34億円

○整備延長 56km（市内の狭あい道路 585km 約9.5%）

※参考までに

最近5年間での1件当たりの費用は平均180万円整備工事費は180万円のうち平均100万円です。国よりの補助金は1/2 90万円と伺っております。

課題として

1. 事前協議件数が6895件、予算不足のため整備件数は2505件（36%）です。
…整備件数の比率が60%以上となるよう改善する必要があります。
2. 条例の適用を市街化区域に限定している
…狭あい道路を早期に解消するため、市街化調整区域も対象とする必要があります。
3. 整備延長が18年で56kmです。これは十分に評価されるべき事

ですが、市内には585kmの狭あい道路があり、今のペースでは解消するのに100年以上かかります。

…整備するスピードを上げる必要があります。

整備するスピードを上げる提案として

自主管理を含むすべての事前協議案件に後退用地を明確にするため、道路境界確定協議を義務化することです。

効果として

すべての協議案件について市の担当者が直接現地において狭あい道路整備の必要性を建築主はじめ近隣土地所有者関係者に説明し、その上で道路境界・中心線・後退部分を明確にする。それにより建築主だけでなく近隣土地所有者も合わせて事業への理解を進めれば自主管理における後退用地の保全意識も高まります。そして最も期待されるのは境界確定協議を協議案件の全件において義務化することで、市が狭あい道路の解消に向けて積極的な姿勢であること、相談者に狭あい道路からの脱却の道筋を示す効果です。それが引いては整備件数の大幅増加に繋がることと期待しております。整備図の画面が青色の整備箇所で一杯になる日が楽しみです。以上が浜松市の事例です。

画像 [fig.8] は後退部分の分筆登記に添付した地積測量図です。道路が曲がっており、中心線を決めるのに難しいケースです。

まとめとして

狭あい道路は全国の多くの地域にあり、「整備促進」が求められております。狭あい道路の整備事業は一過性の事業でなく、継続して初めて成果が出る事業で業務も個人事務所が容易に取り扱うことが出来る内容です。この業務に全国各地の土地家屋調査士が積極的に取り組むことで狭あい道路整備事業を確実に促進させる事が出来ます。社会が我々土地家屋調査士に寄せる期待に応え、実行するそれを継続することが大切なことではないでしょうか。以上です。

ご清聴ありがとうございました。

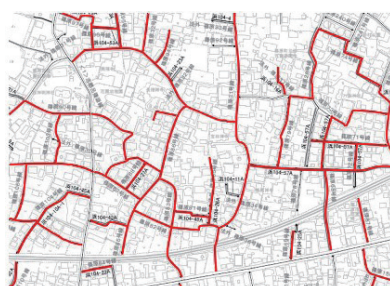


fig.6
浜松市西区路線図（篠原地区）

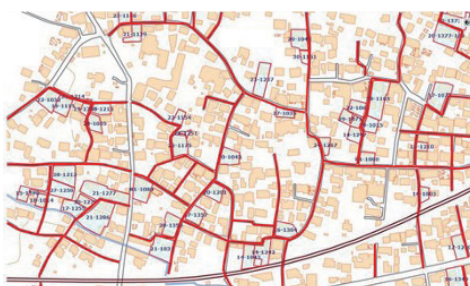


fig.7
浜松市西区狭あい道路拡幅整備図（篠原地区）

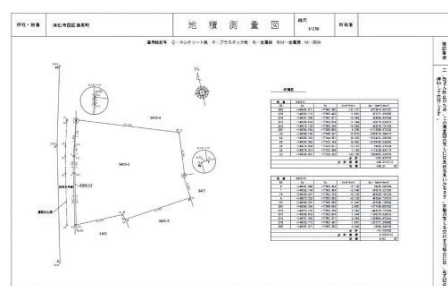


fig.8

『法改正！狭あい道路解消の可能性について』

参議院議員 豊田俊郎

豊田俊郎参議院議員は、昭和49年に土地家屋調査士として登録されました。平成11年に千葉県県議会議員。1期務められたのちに、八千代市長に当選。3期務められたのちに、平成25年参議院議員選挙に立候補され見事、当選。現在は2期目、法務委員会理事、国民生活経済に関する調査会筆頭理事、参議院国会对策委員会副委員長、所有者不明土地等に関する特別委員会事務局長代理等多くの役職で日夜国政に奮闘されています。

■ はじめに

土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム開催を衷心よりお祝い申し上げますと共に、このシンポジウムを契機に更なる皆様方の家業のご発展を心から御祈念申し上げます。本日、第203回国会が召集されました。本来ならばこの会場で菅義偉内閣総理大臣に御講話を頂く予定になっておりました。（しかしこの計画は菅先生が官房長官の時の話で、ご案内の通り既に内閣総理大臣としてご活躍されております。）今日、総理になって初めての所信表明がございました。その中で皆様に直接関係のある部分を二点ほど紹介します。「行政のデジタル化を進めます。今後5年



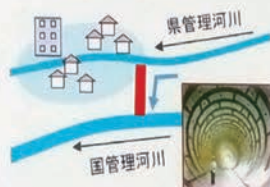
従来の交付金による支援から国の個別補助への切り替え

31年度政府案 1,500億円

- 近年の大規模災害を踏まえ、地方公共団体が優先的に取り組むべき防災・減災対策事業については、交付金による支援から、個別補助による計画的・集中的な支援に切り替える。例えば、直轄事業と連携することで一体的な効果を発揮する水害・土砂災害対策等を支援。

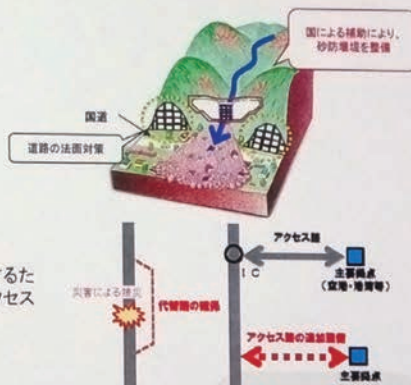
【河川】

- 豪雨の際、県管理河川の水位を下げるための放水路整備(大規模事業)など、事前防災対策を国による個別補助で実施。



【砂防】

- 土砂災害への対策として、国道事業の法面対策と連携して、砂防堰堤の整備(事業間連携)についても国による個別補助で実施。



【道路】

- 災害時であっても安定的な物流の確保を可能にするため、「重要物流道路」の機能強化(空港・港湾へのアクセス路の確保)を国による個別補助で実施。

で自治体のシステムの統一・標準化を行い、どの自治体にお住まいでも行政サービスをいち早くお届けします。」という公約をいたしました。もう一つは「行政への申請などにおける押印は、テレワークの妨げともなることから、原則全て廃止します。」このことも表明なさっています。皆さんの業務に大きな変化が訪れると予測しています。その観点からも会員一同、会との連携を密にし、国との関係を深めてこれからの時代背景に対応していただきたいと思います。本日はいろいろな方面から貴重な御講話を頂きました。国会の関係で全てを聞くことはできませんでしたが、岡崎市をはじめ調査士会の皆様方のシンポジウムにける意気込み、これには大変感銘を受けました。さて本日私がここで講話することになったのは最初に土地家屋調査士会政治連盟の会長から依頼を受けてのことです。常日頃、調査士制度を維持していくためには、政治との関わり合いが大変重要だと申し上げてきました。今日も会場には会員の皆様の他に市議会、県議会の先生、国会議員、そして行政からも大勢ご参加を頂きました。しかも全国各地からです。大変貴重な会になると確信しております。さて、今回の狭あい道路の問題ですが、まだ緒についたばかりの施策だと思います。先ほど

国交省からも行政のおかれている立場、職員数の問題、業務の範囲についての話がありました。本当に多岐にわたる業務です。所有者不明土地問題、空き家対策の問題、すべてに行政が関わって参ります。特に空き家対策は制定されて間もない為多くの課題があります。空き家と人々とを同類に並べると皆様からいろいろなお意見があらうかと思いますが、仮に身元不明のご遺体、戸籍からおっても近所で調査しても身元がわからない遺体は誰がどのように対応するか。実は行旅病人及行旅死亡人取扱法という耳慣れない法律があります。地元の自治体が火葬をしまして一定の期間保管し最終的には無縁塚に埋葬する、これも自治体の仕事なんです。又、時々駅のロッカーに生まれたての赤ちゃんが放置されている捨て子事件が報道されます。病院の前に置き去りになったお子さん、この子たちは誰がどう対応するのか。これは戸籍法第57条で定められておりますが、市町村長が名前をつけて本籍を定める、こういう法律もあるわけです。空き家しかり、所有者不明土地しかり、最終的にはすべて地方自治体にゆだねられるということをご理解いただきたいと思います。

■ 空家等対策の推進に関する特別措置法

空家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月27日に公布され、翌年に施行されました。私が地方自治体の長を務めていたとき、空き家の問題には大変苦慮致しました。特に、誰が持っているかわからない空き家問題は大変でした。そこで条例をつくって対応することになりました。しかし個人財産であるし誰が持っているかわからない、これは自治体だけでは解決できない問題でした。報道でご案内の通りゴミ屋敷の問題、老朽化して危険な家屋があちこちに点在している問題などが今回この法律の制定の背景にありました。今、我が国にある空き家の件数ですが約846万戸、これをパーセンテージで表すと約13.6%、7軒に1軒が空き家になります。空き家を一括りにすると解決できません。普通の空き家は、誰が持っていてどうゆう状態かわかります。それがわからない空き家があることが問題でした。国はこの空き家を単なる空き家と一括りにせずに、空き家に対する施策は施策として流過程に

のせていく、それにのらない物を特定空家と位置づけた。このことによって大きく前進しました。この特定空家には市町村長が助言・指導ができることになりました。指導に従わない者には勧告ができるようになりました。勧告に従わない者には命令を出す、そして行政代執行までできるというものすごい法律ができたわけです。所有者がわかっている場合は行政代執行、所有者がわからない建物については略式代執行という形で対応しております。平成27年法が施行され助言指導したのは2,622件、最終的に行政代執行をうけたのは1件だけ、略式代執行は8件でした。その後平成28,29,30,令和元年と合計で助言・指導は17,026件、勧告が1,050件、命令が131件、行政代執行が50件、略式代執行が146件、法律が制定されたためできたわけです。もしもこの法律ができていなかったら未だに私達の街の安心安全は維持できないということにつながってきます。

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の概要

背景

公布日：平成26年11月27日

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1条）
参考：現在、空家は全国約820万戸（平成25年）、401の自治体が空家条例を制定（平成26年10月）

定義

空家等

- ・市町村による空家等対策計画の策定
- ・空家等の所在や所有者の調査
- ・固定資産税情報の内部利用等
- ・データベースの整備等
- ・適切な管理の促進、有効活用

○「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（2条1項）

○「特定空家等」とは、

- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。（2条2項）

施策の概要

特定空家等

- ・措置の実施のための立入調査
- ・指導→勧告→命令→代執行の措置

国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定（5条）
- 市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定（6条）・協議会を設置（7条）
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助（8条）

空家等についての情報収集

- 市町村長は、
 - ・ 法律で規定する限度において、空家等への調査（9条）
 - ・ 空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用（10条）等が可能
- 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力（11条）

空家等及びその跡地の活用

市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施（13条）

特定空家等に対する措置（※）

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。（14条）

財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う（15条1項）。
このほか、今後必要な税制上の措置等を行う（15条2項）。

施行日：平成27年2月26日（※関連の規定は平成27年5月26日）

出典：国土交通省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/common/001080534.pdf>

■ 土地基本法等の一部改正

今年の通常国会で土地基本法等の一部を改正する法律の改正が行われました。この基本法は平成元年に作られたもので、バブル期で土地がどんどん値上がりして土地そのものの価値に国全体のバランスがとれない状況の中でできた法律です。あわせて、国土調査促進特別措置法、国土調査法、不動産登記法の改正も行われました。土地基本法改正の概要ですが、人口減少社会に対応し、土地の適正な「利用」「取引」の確保の観点から土地政策の再構築を図るということです。一番特筆すべき所は、土地の適正な利用・取引と共に適正な管理を義務づけた。今までは土地を持っている人に管理義務は課せられていませんでしたが、この改正によって適正な管理を確保するという基本政策が改正されたわけです。土地基本法の新設された事柄ですが、土地に関する計画制度に管理の観点を追加したこと、低未利用土地、所有者不明土地を含め土地の需要喚起と取引のマッチング、有効利用の誘導、管理不全土地対策の促進等を図る取り組みの推進、既存ストック等の円滑な取引に資する不動産市場整備の推進、これは皆様に一番関係のあるところですが、地籍調査の円滑化・迅速化、不動産情報の充実・最新化等を図る取り組みを通じた情報基盤の整備がうたわれました。この基本法の最たるところがこの六条に記載されております。新しく追加された条文です。

（土地所有者等の責務）

- 第六条 土地所有者等は、第二条から前条までに定める土地についての基本理念（以下「土地についての基本理念」という。）にのっとり、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有する。
- 2 土地所有者等は、前項の責務を遂行するに当たっては、その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならない。
- 3 土地所有者等は、国又は地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力しなければならない。

住所変更が発生したとすれば、住所変更の手続きをする事が義務なのです。相続登記には不動産登記法では登記義務が課せられておりません。しかし管理義務の観点からすれば相続が発生すれば当然相続登記をしなければならない、これも義務なのです。そして境界の明確化、境界立ち会いの依頼があれば、境界を明示する義務があります。この様に今まで立ちはだかっていた法律の一つの壁がこの土地基本法の改正によって大きく前進したと思っております。土地所有者は国又は地方公共団体が提示する土地に関する

施策に協力しなければならないということは憲法の中でもうたわれておりますが、今回この様に大きく一步前進したことによって、来年予定されております民法の改正と不動産登記法の改正に駒が進んで参りました。法律を作ること、法律を変えること、これが私達の生活にどれほど重要なことかわかりいただけたと思います。そういう観点からも議員の先生方にも、行政の方々にもお越しいただいてこういう機会を設けたと理解しているところです。

■ 狭あい道路の実態

狭あい道路の議論に入りたいと思います。先ほど国交省住宅局から「狭あい道路解消のための取組に係る調査及び事例集」ということで平成2年7月国土交通省住宅局の資料を皆様の手に配布したとお話がありました。この事例集はこういう経過で作ることになりました。

■ 国会での質問

私が国会議員になりまして、平成31年4月22日参議院の決算委員会で質問の機会を頂きました。どういう質問をしたかという「防災上の観点から、狭あい道路の拡幅を推進するためには、後退用地の取扱が市区町村任せになっている現状は課題が多い。国において統一した制度、基準を策定し、一定の市区町村をモデル地域として選定し、事業実施を図り、その成果、知見を横展開していくことが求められているが、国土交通省の見解を伺いたい。」国会の場でこの問題を取り上げました。それに対して当時の住宅局長から「拡幅部分を公の公道とするか私道のままとするか等については、実情に応じた地方公共団体の運用に委ねてはいるが、用地の取得や整備について社会資本整備総合交付金等による支援を実施している。引き続き、財政的な支援や地方公共団体の取組状況のフォローを行うとともに、ご指摘も踏まえ、他の参考となるモデル的な取組について全国的な横展開を図るなど、狭あい道路の改修に向けてより一層取り組んで参りたい。」という答弁を頂いた。国会の場で政治家が示したことにしっかりと回答を頂いたので、やはりこういう事例集が出てくるんです。さきほどの岡崎市の話を聞いてもわかるとおりあれだけ地方で苦労しているにも関わらず、国としてしっかり把握していないところにやはり課題があったのです。これはある意味では政治の力が必要だということを皆様にご理解頂ければと思います。

■ 狭あい道路に面する住宅数

さてこの狭あい道路ですが、先ほどの浜松市の話では五百数十キ

口、その中の一割が整備延長ということでした。総務省ではこういう数字を持っています。接道幅ごとの住宅数の調査を5年毎に行っておりまして、平成30年で全国には約6,240万戸の住宅があります。この内、敷地に接している道路の幅員が4m未満の住宅数は約1,900万戸（31.56%）この数字には驚きました。31%の宅地が4m未満の道路に建っています。さらに敷地が道路に接していない住宅数はさすがに多くありませんが約2%となります。3軒に1軒が幅員4m以上の道路に接していないこの状況に防災・減災の観点からも、国土強靱化の一丁目一番地であるこの問題を解決することが必要であると考えております。

■ 財政負担と交付金制度

補助金の話も出て参りました。地方自治体が費用を全て負担することはできません。したがって国にも負担して頂きます。市町村の負担も必要だと思います。もっと言うならば、受益者負担も必要だと思います。市町村の自主財源比率は、良いところで60%、70%、ほとんどが3割自治と言われております。過疎化の進んでいるところは10%、15%が自主財源ということです。したがって自主財源だけでは行政の運営はできません。そこで地方交付税の制度がありますが、この交付税に問題があります。交付税は行政全体の中で国が負担すべき財源を一括して交付されます。自治体によっては自由度が増すということで歓迎される向きもあります。ただ最近の災害の状況を見ますと、そうも言っていられません。台風の被害、地震など未曾有の状況が発生しております。総合交付金という形だけでは地方自治体はやっていけません。

■ 総合交付金の使途

令和元年度予算で1,500億円、これは近年の大規模災害を踏まえ、地方公共団体が優先的に取り組むべき防災・減災事業として交付金から国の個別補助に切り替えております。例えば、豪雨の際、県管理河川の水位を下げるための放水路整備など、事前防災対策を国による個別補助で実施したケース、又砂防関係では、砂防堰堤の整備について従来の交付金から個別事業として切り替えた例、道路関係では、災害時であっても安定的な物流の確保を可能にするため、重要物流道路の機能強化を国による個別補助で実施した例があります。令和2年度では2,255億円が個別補助として事業化されています。本年8月に公表された橋梁の老朽化点検の結果、全国約72万橋のうち、修繕の緊要性が高い物が約10%（約6.9万橋）あることが判明しましたが、これを総合交付金だとなかなか直せない。私が市長をしていた千葉県八千代市、人口が20万人、土地の広さは53平方km位なのですが、橋の数は約60橋あ

ります。この橋の修繕、水門、排水機場の老朽化など、地方自治体の取組が低調なことが課題であるため、優先順位からも、自治体が自由に使える総合交付金では老朽化対策に使用することが厳しい状況で、仕組みの見直しが必要です。

■ 個別補助制度の創設

そこで老朽化対策のための個別補助制度を創設しました。自治体管理の道路橋梁や河川管理施設等の老朽化対策については、より集中的・計画的な対応が図られるよう、現行の交付金から切り放し、対象施設において、適切な長寿命化の取組がなされていること等を要件として新たに老朽化対策のための個別補助制度を創設しました。

■ 狭あい道路の整備に特化した個別補助の実現

道路の境界を決めることが大変だとか、中心線が定まらないという話もありました。狭あい道路の問題が国の重要課題だという、国土強靱化のうえで一丁目一番地の問題。これを実現するためには、地籍調査を徹底して行う必要があると思います。優先順位をつけて積極的に予算を投資して進めていくことが大事です。地籍調査の予算は年間120億円くらいで、毎年それぐらいしか予算を組めていません。是非それを200億、300億円という予算を確保することが大事であると思います。この事も今日お越しの国会議員、県会議員の先生方とともに、政治の場でしっかりと活動させて頂きます。

■ 関連する民法の改正試案

今、国が進めている大きな課題は民法の改正です。不動産登記法の改正も一緒に進めています。今日現在すでにパブリックコメントが終わっておりまして、中間試案も出ております。この中間試案の中で大変興味のあるところがあります。財産管理制度、所有者不明土地管理制度、相隣関係の見直しも行われ、狭あい道路では、宅地を持った人が2mセッバックした土地を管理する、自分の土地であれば公道に接していますが、旧宅造法（宅地造成等規制法）で分譲した道路はセッバック部分が前所有者名義のままであったり、販売した会社名義のままであったり、あるいは公道に接しない囲繞地が存在することもあります。相隣関係の中で処理できないかという課題が出ております。隣地使用権の見直し、越境した枝の切除、導管等設置権及び導管等接続権、道路に水道管やガス管が入っていますが、人の土地を通らなければならない、この時接続する権利が発生するかしらないか、見直しがされています。現在

の法律では民法第209条1項、これを改める議論がされています。土地の所有者は境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の所有者及び隣地の占有者に対して隣地の使用の承諾を求めることができますが、隣地の住家への立ち入りについての承諾を求めることはできません。これをどう改めるか、「境界又はその付近における障壁又は建物その他の工作物の築造、収去又は修繕」「越境した枝の切除」「境界標の調査又は境界確定の為の測量」これらを可能にして良いのではという議論がされています。すでにパブリックコメントは済みしたので今日来ております国会議員を通して国会の場の議論に参加して頂くことになります。

■ 狭あい道路の新たな位置づけ

今回セットバックした用地を道路法上の位置づけができるか研究しました。国交省ともずいぶん話しをさせて頂きました。各市町村には認定道路がありますが、赤道だけが認定道路ではなく、個人所有の道路でも始点と終点が明確であり幅員が定まっているものを認定した道路はたくさんあります。地方分権一括法で狭い通路、水路が市町村に譲渡されましたので、市町村は管理義務を負っています。狭あい道路をある一定の条件をつけて認定道路にしたら

どうか。認定道路であれば市の認定ですから、国費を投じる一つのきっかけになると思います、拡張した部分を道路に含められないかと国交省に検討させましたが、道路としてできた物は道路法の適用だが、それに至る前の土地は単なる土地だという考え方で、折り合いがついておりません。国土強靱化の中で防災・減災の観点から法律を作ったらどうか提言しようと思っています。場合によっては消防法の中で対応出来ないかと考えています。

■ 新たな法制度の構築

最後ですが、今日の段階でお願いしたいことは、狭あい道路に対する予算の拡充を行政にたいして要望して頂きたい。合わせて社会資本整備総合交付金の中で実施されている狭あい道路整備等促進事業の個別事業化の検討をお願いしてもらいたい。各市町村が実施している狭あい道路整備事業がまちまちである現状を踏まえ、各市町村が統一的かつ迅速に事業に取り組めるような新たな法制度の構築という提言をさせていただきまして講話を終わらせて頂きます。ご清聴ありがとうございました。



Ⅳ 土地家屋調査士へのメッセージ

「がんばれ土地家屋調査士」



令和2年の土地家屋調査士制度制定70周年に続き、この度は全国土地家屋調査士政治連盟発足20周年を迎えられましたこと、心からお慶び申し上げます。関係各位の長年にわたるご労苦に深甚の敬意を表しますとともに、私たち自民党に対しましても平素よりご指導、ご鞭撻を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

さて民間シンクタンクによると、地図作成作業に伴う経済効果は全国で約304億円（推計値）との試算が公表されています。私の地元である埼玉県所沢市では、登記所備付地図整備事業により筆界が明確化された結果、現在は駅前の大規模再開発が行われており、地元経済への波及効果に市民の期待が日増しに大きくなっていることを実感しています。

そして近年は、大規模災害が全国で多発し、所有者不明土地への対応、迅速な災害復旧・復興を行うための地図作成作業は急務の課題となっています。その意味からも、令和元年に成立した「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」によって、空き家や所有者不明土地の流動化に道を開くと共に、皆様の筆界と表示登記の専門家としての知見に大きな期待が寄せられています。

また同年に成立した「土地家屋調査士法の一部を改正する法律」は、専門家としての使命を明らかにし、懲戒手続の適正・合理化、一人法人の可能化など、時代の変化に伴う多様なニーズに対応するためには必要不可欠な法改正でありました。登記官の権限や法人の概念など、これまで不変とされていた部分にメスが入ったことは、まさしく皆様方の熱心な活動と議員連盟が一致結束した成果と言えるのではないのでしょうか。

思えば令和2年は、新型コロナウイルスが様々な業種に甚大な影響を及ぼし、国民の生活仕様が一变しました。私も立法府の一員として、国民の皆様の健康と安全、そして雇用と生活を守るため、検査・医療体制の充実に最優先で取り組み、また国民目線に立って経済再生へも全力を尽くすとともに、皆様のような信頼と実績に裏打ちされた技能を有する方々を、引き続きしっかりサポートしてまいります。

これからの with コロナ時代の困難を克服するためには、今こそ政治連盟会員各位が一致結束し、新たなデジタル社会へ積極的に貢献していただくことが重要な鍵になると思います。

全国土地家屋調査士政治連盟の今後益々のご発展と、会員皆様のご健康とご多幸を心からお祈り申し上げ、お祝いのご挨拶といたします。



全国土地家屋調査士政治連盟の20周年記念事業の一環として、このたび記念誌が発行されますことを心からお祝い申し上げます。

本年8月1日に、土地家屋調査士の先生方の使命の明確化、懲戒手続の適正・合理化、一人法人の可能化等が規定された、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律が施行されました。この度の法改正は、土地家屋調査士としての社会的使命を十分にご認識され、長年にわたり国民の期待と信頼に真摯に応じて続けられている先生方、そして土地家屋調査士政治連盟の先生方のご尽力の賜物でございます。土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の事務局次長として、改めて感謝と敬意を表します。

さて、近年我が国は人口減少や高齢化、頻発する自然災害、社会インフラの老朽化といった重大な課題に直面しております。これに伴い通常の登記申請業務や公共事業推進における登記嘱託業務に止まらず、不動産登記法第14条に基づく地図作成作業、表題部所有者不明地における所有者等探索委員、災害時における家屋被害認定調査など、土地家屋調査士の先生方には多くの社会的な貢献を頂いており、今後さらに先生方のご活躍が必要とされます。政府では、国土強靱化3カ年計画が今年度で期限を迎えるため、新たな国土強靱化5カ年対策によって老朽化したインフラの整備や災害発生時の円滑な復旧作業、災害に強いまちづくりなどを進めようとしていますが、これらは全て土地の基本的な情報である境界が明確になっていることが前提です。国民生活、暮らしの安全安心を守る迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施に向けて、引き続き先生方のお力添えを頂きますようお願い申し上げます。登記所付地図作成作業促進や表題部所有者不明土地解消のための施策、筆界特定手続に関する予算確保など、先生方にご活躍頂ける環境整備に向けて、私も全力を尽くしてまいります。今後ともご指導のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

土地家屋調査士政治連盟の次なる20年、30年が輝かしいものとなり、土地家屋調査士制度がますます充実、発展することを祈念申し上げ挨拶といたします。



全国土地家屋調査士政治連盟設立
20周年、誠におめでとうございます。

さて、我が国の人口は、現在、約1億2,577万人であります。しかし、平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少してきており、今から33年後の2053年に1億人を割り、45年後の2065年には8,800万人となると推計されています。また、阪神・淡路大震災や東日本大震災を始めとして、近年、甚大な人的・物的被害をもたらす大規模災害の発生が頻発化するとともに、令和2年は世界中を恐怖に陥れている新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。我が国は、これまで経験したことのない、まさに世界が変わるといっても過言でないような、大きな転換期を迎えているといえます。

このような大変厳しい状況にある現代社会を、国民が活力を持って日々暮らしていけるようにするためには、様々な事柄に関し、一定程度のリスクを認識し、共存していくことが求められています。

ところで、令和2年の住宅市場の状況を見ると、新設住宅着工戸数は、令和元年7月以降令和2年9月まで、15か月連続で前年比マイナスであり、緊急事態宣言期間中における住宅展示場閉鎖等、営業活動自粛により、令和2年秋以降も住宅着工の減少が懸念される状況となっています。まさに、新型コロナウイルス感染症の影響を多大に受けてしまっております。新設住宅着工戸数は、景気の重要な指標の一つですが、住宅着工を始めとして、景気の悪化を防ぎ、我が国経済・社会を継続的に発展させていくためには、一人一人のリスクを許容する胆力とともに、適時・適切な政策の対応が求められます。私の地元、千葉県生まれの経営者滝口長太郎さんが残した詩に「打つ手は無限」という言葉があります。その中で「何事においても必ず何とかなるものである。なぜなら打つ手は常に無限であるからだ」と述べられています。「人としての胆力」と「打つ手は無限」、その両者が備わって初めて、この国難ともいえる状況を乗り越えていけるものと思います。国民とともにある政治の力の大きさに改めて身が引き締まる思いであります。土地家屋調査士の業務で積み上げてきた経験と知見は私の政治の原点であり、今後とも微力ではありますが、国政に携わる中でいかしてまいりたいと思います。

最後に会員の皆様のご隆盛を祈念して、お祝いの挨拶にさせていただきます。



土地家屋調査士法のもと、土地家屋調査士制度がスタートしてから70年、そして政治連盟が設立し20年目の、大きな節目の年を迎えられましたこと、衷心よりお祝い申し上げます。

政治連盟設立当時の関係者の皆様のご尽力、また、この間に携わられた、関係法令の改正議論へのご貢献や、土地家屋調査士制度に関わる様々な政策課題への提言活動に対して、心からの敬意と、感謝を申し上げます。

近年、少子高齢化、人口減少社会のなか、所有者不明土地問題や空き家などに関する対応が、社会的、政治的課題として増大していく中、平成27年施行の「空家等対策の推進に関する特別措置法」や、平成30年施行の「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」、令和元年成立の「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」、令和2年成立の「土地基本法等の一部改正（土地基本法改正、国土調査促進特別措置法改正、国土調査法改正、不動産登記法改正）」などの法制も行われるなど、土地家屋調査士の先生方にご活躍いただく場面がますます拡大してまいりました。

筆界の確定、土地所有者情報の調査などを通じて、土地・建物の正確な登記や地図整備が進められることで、土地利用の高度化、取引や相続の円滑化、税負担の適正化などが図られることは、日本の国土の活用になり、健全な不動産市場経済の礎でもあります。また近年、大規模自然災害の激甚化においては、筆界の確定・登記が行われていることが、迅速な復旧・復興が求められる際の大きな後押しとなっております。

土地家屋調査士制度70周年を迎えた令和2年8月1日には、法第1条が、従来の目的規定から使命規定へと改められるなどする、改正土地家屋調査士法も施行となりました。なお一層高い使命感、倫理観を伴いつつ、社会貢献の幅を広げていける契機になると期待しております。

今後とも、地図混乱地域の解消、狭あい道路、未登記道路など、課題は山積しており、必要な法改正や制度改革等を進めなければなりません。政治連盟の先生方のご意見等いただきながら、私も全力で取り組んで参ります。

全国土地家屋調査士政治連盟、並びに各地土地家屋調査士政治連盟、関係の皆様、ますますのご発展とご活躍を心より、お祈り申し上げ、20周年記念誌に寄せるメッセージいたします。

第64代衆議院副議長
自由民主党外交調査会長

衆議院議員 衛藤征士郎



本年は、『日本土地家屋調査士会連合会』並びに『全国土地家屋政治連盟』の両団体にとりまして記念すべき年であり、「日本土地家屋調査士制度」制定70周年と「全国土地家屋調査士政治連盟」設立20周年という2つの慶祝行事を心からお慶び申し上げます。

令和新時代初の新春を迎え「2020東京オリンピック・パラリンピック」開催に沸く劈頭となったのも束の間、「新型コロナウイルス感染症」が国内で猛威を振るい、4月7日「緊急事態宣言」が発令され、人の動きや経済活動に大きな影響・制約が生じ、その期間も1ヶ月半以上に及びました。また今冬の只中であってコロナ第3波の到来に至り、日々増大する陽性患者数に歯止めをかけるべく「Go To キャンペーンの見直し」や「飲食店への時短営業の要請」、「逼迫した医療体制を改善すべく医療機関への手厚い支援」等政府・与党は自治体の要請を踏まえ対応を行い、収束に向けて国民へのワクチン接種、予算・政策を総動員して支援に全力を傾注しています。

政治の世界に目を転じますと昨年9月には、菅義偉新総理が誕生しました。既に先の衆院総選挙から3年が経過し、いつ解散総選挙が行われても不思議ではありません。引き続きまして土地家屋調査士の先生方の力強いご支持ご支援を頂きたくご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

「日本土地家屋調査士会連合会」所属の先生方は、国民の皆様方の大切な不動産に関する権利の明確化のため、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家としてその使命を担われ制度の定着・発展に大きな役割を果たしておられます。

また今日社会的問題として表面化している少子高齢化に伴う「空き家問題」や「所有者不明土地」の問題においても貴会の専門的な知見が生かされその施策に反映されております。このように皆様方の弛まない努力が不動産に関する専門家・パートナーアドバイザーとしての深い信頼と高い評価に繋がっておりますことは枚挙に暇がありません。

他方 with コロナ、after コロナに対応するべく政府が推し進めるデジタル社会の構築に向けIoTやAI等の先端技術を駆使し生産性を上げる「生産革命」と「人づくり革命」が促進されており、経済に力点を置きながら働き方などを見直すと共に開催が迫る「2020東京オリンピック・パラリンピック」の成功に向けて、コロナを克服すべくその環境整備に向け努力を傾注しています。この間も我が国周辺を取り巻く安全保障環境は戦後最も厳しく予断を許さない状況にあります。

近年、自由・民主・人権・法治を脅かす事態が近隣国で惹起されていることに憂慮すると共に厳しい外交姿勢を示して「法治」の重要性を求めて臨んでいます。

我々は、自ら果し得る役割を見据えて、安心安全の暮らしを守り、若者が夢と希望を実現できる社会の構築に向けて皆様と共に英知を結集して“世界の中心で光り輝く日本”を創り出すべく努力を続けます。平素からの皆様方のご芳情に深謝しお祝いの御挨拶と致します。

元厚生労働大臣

衆議院議員 根本匠



20周年記念誌の発刊に当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。土地家屋調査士の皆様方におかれましては、この長い歴史と伝統を有する土地家屋調査士制度の下で、表示に関する登記や土地の筆界の専門家として、我が国の不動産

に関する権利の明確化及び国民生活の安定・向上に大きく寄与してこられていることに、敬意を表します。

さて、来年は東日本大震災から十年となります。私は、第二次安倍政権で自民党初代の復興大臣に就任し、「創造と可能性の地としての新しい東北」を掲げ、ただちに「現場主義の徹底」、「復興庁の司令塔機能の強化」、「復興のステージに応じた取組」を徹底させ、用地取得の迅速化、住宅再建・復興まちづくりの加速化など次々に具体的な施策を打ち出し、復興大臣として陣頭指揮、各省庁を動かし復興の加速化に取り組みました。被災地において当該地域の土地家屋調査士会をはじめ土地家屋調査士の皆様には、無料相談会の実施、倒壊等した建物の滅失調査作業、震災復興型の登記所備付地図作成作業などに関しても、積極的にご尽力いただき、復旧復興に向けた進展があったことをあらためて感謝申し上げます。

令和元年の通常国会では、使命規定の創設等を内容とする「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」が成立いたしました。この改正は、平成14年以来の大変意義の大きな改正です。平成14年の改正では、土地家屋調査士の皆様に境界問題に関する裁判外紛争解決手続について、弁護士との共同受任による代理権を付与することなどが実現されました。これに基づき、全国の土地家屋調査士会において、当事者からの境界問題に関する相談について、「境界問題相談センター」を開設するなど、積極的に対応されているものと承知しています。さらに、高齢化社会の進展や空き家問題・所有者不明土地問題が社会的に大きな課題となるといった社会経済情勢の変化を背景に、土地家屋調査士の皆様が、裁判外紛争解決手続における代理、登記所備付地図の作成等の様々な分野で活躍される場面が大きく増加しております。

このように、改正法は、土地家屋調査士の皆様の御活躍の場が大きく拡大している近時の状況を踏まえ、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明

らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定に資することを使命とする。」との土地家屋調査士の専門家としての使命を明らかにする規定の創設がされました。このほか、懲戒権者を各地の法務局長から法務大臣に変更するなどの改正が盛り込まれております。

改正法は、令和2年8月1日に施行されましたが、改正法の趣旨にのっとり、土地家屋調査士の皆様が国民生活の安定と向上に資する御活躍をされますことを御期待申し上げます。

内閣官房副長官
衆議院議員 坂井 学



この度は、全国土地家屋調査士政治連盟の発足20周年を迎えられたこと心よりお慶び申し上げます。また、椎名勤会長はじめ貴連盟の皆さまには、平素の政治活動に特段のご理解ご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、貴連盟の誕生から20年の月日が流れましたが、その間日本の土地家屋を巡る状況は刻々と変化して参りました。国民にとってとりわけ重要な財産である不動産の専門家として、その変化に柔軟に対応し、様々な問題の解決にご尽力されてきた皆さまに、この場を借りて敬意を表させていただきます。

地震や豪雨など数々の災害に見舞われるたび、我々は災害復興の重要性を再認識し、その拡充に一層励んでいく決意を新たにしておりますが、そのような非常時に先陣を切って使命を果たしていらしたのが、土地家屋調査士の皆さまでした。2011年に東日本大震災が発生した際には、いち早く被災地に駆けつけ、津波で不動産を失った被災者の方々に寄り添うべく登記相談を実施されました。私は平成25年に、復興大臣政務官に就任し、東北の復興を政務官として応援させていただきましたが、津波でかけがえのない土地や家を滅失してしまった被災者の方々にとって、皆さまのお力添えが大きな励みになったと確信しております。

また、高齢化社会に伴う空家の増加が深刻化する現在、土地家屋調査士の皆さまは、法律に基づく協議会に参画いただくとともに、市町村の委任を受けて特定空家等に対して立入調査を行なうなど、その専門的な知見を活かして対策を推進することが囑望されております。

このように、貴連盟の皆さまは、まさに今の日本が直面している問題の専門家として、今後更なるご活躍が期待されております。令和2年8月には、「土地家屋調査士法の一部を改正する法律」が施行され、土地家屋調査士の果たすべき使命が明確化されました。現代社会において、皆さまの豊かな知見と不動産のプロとしての信頼が益々高まっていることの何よりの証明であると感じております。

私事ではございますが、この度菅義偉新内閣の発足に伴い、内閣官房副長官を拝命致しました。不動産を巡る権利関係の明確化・安定化という、重要な社会的使命を担う皆さまがその力を遺憾なく発揮し益々活躍されるよう、私自身より一層尽力して参ります。今後とも、土地家屋を取り巻く現状や要望など、現場を知る専門家としての貴重な声をお届け頂けましたら幸いです。

結びに、貴連盟の益々のご発展と会員の皆さまのご活躍をご祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

元法務大臣
衆議院議員 山下 貴司



令和2年は土地家屋調査士制度発足から70年、また、本年は全国土地家屋調査士政治連盟結成20年という節目を迎えられましたことに、心からお慶びを申し上げます。

土地家屋調査士の皆様方におかれましては、この長い歴史と伝統を有する土地家屋調査士制度の下で、表示に関する登記や土地の筆界の専門家として、我が国の不動産に関する権利の明確化及び国民生活の安定・向上に大きく寄与してこれていることに、敬意を表します。私が法務大臣を拝命していた令和元年の通常国会では、土地家屋調査士の皆様の御活躍の場が大きく拡大している近時の状況を踏まえ、「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」が成立いたしました。

この改正法は、土地家屋調査士の専門家としての使命を明らかにする規定を土地家屋調査士法の冒頭の第1条に新たに設けるほか、土地家屋調査士の懲戒手続の適正・合理化を図るなどの改正が盛り込まれており、土地家屋調査士の皆様からも改正に向けて大きなご支援をいただきました。

私も、この改正法案の国会審議に法務大臣として40回近く答弁致しましたが、その審議を通じ、所有者不明土地問題や空家対策のほか、全国各地で頻発している自然災害等で被害を受けた被災者への支援など解決すべき課題が山積しており、それらの解決に当たっては、土地家屋調査士の皆様の御尽力が不可欠であるということが改めて広く認識されたものと考えております。

改正法は、令和2年8月1日に無事に施行されましたが、改正法の趣旨を実現するのはいよいよこれからが本番です。土地家屋調査士の皆様が国民生活の安定・向上に益々寄与されることを御期待申し上げ、また、私としても、できる限りの貢献をしていく所存でおります。

特にこの令和新時代においては、所有者不明土地等の問題の抜本的な解決のための民法・不動産登記法の改正が目前に迫っており、この分野における土地家屋調査士の皆様の幅広い活躍が大いに期待されていますし、平成の時代から引

き続く空家対策や登記所備付地図や地籍調査事業に関してもこれまで以上の御活躍が期待されています。これらの課題を含め、土地家屋調査士の皆様には、国民に寄り添った様々な活動場面において、これまで以上に高い倫理観をもって、その使命を果たしていただくことを願っております。

最後に、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大や、自然災害により、御自身や関係者が困難な状況にあるという方もいらっしゃるかと存じますが、皆様方がこれまで培ってこられた専門的知識をいかし、引き続き大いに御活躍されますことを重ねて御期待申し上げまして、土地家屋調査士制度70周年に寄せる私の言葉といたします。

元財務副大臣

参議院議員 藤川政人



この度の全国土地家屋調査士政治連盟設立20周年記念誌の発行を心よりお慶び申し上げます。これまで全国47都道府県の土地家屋調査士のためご尽力されました政治連盟椎名勤会長をはじめ歴代多くの役員の皆様が中心となって業界を支えてこられましたことに深く謝意と

敬意を表しますとともに政治連盟の皆様には日頃より多くのご支援賜り衷心より感謝を申し上げます。

我が国の土地家屋調査士の制度は昭和25年の土地家屋調査法の制定から現在に続く法整備がなされ、令和2年で丸70年を迎えられ長きに渡り台帳業務の適正化、登記手続きの円滑化、不動産による国民の権利の明確にすることを目的にその業務の専門職として日夜取り組まれる中、昨今では土地の所有者不明問題や空き家問題が顕在しな一層土地家屋調査士の社会的必要性は増しております。

第201回通常国会において土地家屋調査士法の一部改正がなされました。今回の改正では土地家屋調査士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、専門識者としての使命を明らかにすることや懲戒権者を法務局又は地方法務局長から法務大臣に改めるといった懲戒手続きの規定見直しや社員が一人の土地家屋調査士法人を設立することを可能にするなどといった内容であり、これらの改正を含め政治連盟の皆様には土地家屋調査士が業務を通じて多くの方からの期待にこれまで以上に「応えていきやすい」制度作りを推し進めて頂けますことをご期待申し上げます。

私の地元には愛知県土地家屋調査士政治連盟の小島篤実会長を先頭に、自民党愛知県連との政策懇談会を毎年開催し、様々な地域事情を踏まえた要望活動や意見交換がなされおり、私も県連会長として国会・県会・市会の議員と連携し、業界が抱える問題に力を尽くし取り組んでいかなくてはならないと実感しております。

また、中央におきましては塩崎恭久会長を筆頭に自民党土

地家屋調査士制度改革推進議員連盟が全国土地家屋調査士政治連盟から政策要望を頂戴しており、益々連盟の重要性が高まっております。土地家屋調査士は不動産の状況を正確に登記記録の反映することによって不動産取引の安全性の確保や国民の財産を明確にするといった非常に公共性の高い使命を帯びております。その役割を十二分に発揮されるためにも政治連盟の存在は大きく、これからも制度充実にご尽力されますことと次の時代に向け皆様方の一層のご活躍ご多幸をご祈念申し上げ祝辞と代えさせていただきます。

公明党顧問

前衆議院議員 漆原良夫



全国土地家屋政治連盟の発足から20周年ですね。皆様には大変お世話になりました。心より御礼を申し上げます。私の議員生活は、21年間でしたので政連の活動期間とほぼ重なり思い出深いものがあります。

政連の発足当時私は、法務委員会の理事でした。この頃の政連の活動は、不動産登記法第14条地図（当時は、「17条地図」と言っていましたね）の充実でした。土地取引に当たって、対象となる土地の地図が混乱していたのでは円滑な取引は不可能です。経済活動の活性化の観点からも、1日も早い地図混乱地域の解消が望まれていました。法務委員会では、14条地図に関する質問や、地図作成予算の獲得に尽力したことなど、懐かしく思い出されます。

さて、1999年に行われた司法制度改革によって土地家屋調査士の皆さんの社会的意義が大きく変わりました。これまでの、不動産の表示登記を中心とした業務から、不動産に関する紛争解決をも視野に入れた業務に拡大したのです。すなわち、皆さんは、「筆界の専門家」として筆界特定手続きの代理権やADRの代理権が付与され、民事紛争の解決に向け積極的な活動が可能となりました。

更に皆さんは、「境界紛争ゼロ宣言」、「所有者不明土地問題」や「空き家問題」への取り組み、大災害に際し現地での「不動産相談」の実施など社会的に大きな貢献をされて来られました。皆さんのご活躍に深く敬意を表します。

ここで、話が少し変わります。2013年の貴会の総会で自民党の高村正彦衆院議員にお会いしました。当時の自民党、公明党は、安倍前首相肝いりの平和安全法制の問題で頭を痛めておりました。総会の途中、「水面下の話し合いを始めようか」と言うことになり、環境整備の交渉を始めました。これらの水面下での交渉も一助となり、平和安全法制は自公の与党協議を経て2015年に成立したのです。歴史的法案成立前夜の一端をご紹介させていただきました

新年を迎えました。本年が皆さんや貴会にとって素晴らしい年に成りますよう、心よりお祈り申し上げます。

編集後記

20周年記念誌発刊にあたり、上川法務大臣、赤羽国土交通大臣はじめ各党の調査士制度議員連盟会長等多くの方からのお祝の言葉をいただき、また、多くの衆議院議員、参議院議員の先生方から祝意と励ましの言葉をいただき感謝申し上げます。ありがとうございました。

私共全国土地家屋調査士政治連盟設立20周年、土地家屋調査士制度制定70周年を記念し、去る10月26日、東京国際フォーラムで記念シンポジウムを開催し、全国の土地家屋調査士及び多くの国会議員、地方議員の方々にご来場いただき盛会に開催できましたこと誠にありがたく、厚く御礼申し上げます。

この記念誌には、土地家屋調査士政治連盟20周年の歩みを記載するとともに、記念シンポジウムで発表した『防災・減災・国土強靱化!! ～まちづくりにおける土地家屋調査士の役割』及び狹隘道路に関する問題点等を掲載させていただきました。狹隘道路は、消防車、緊急車両の進入を妨げ、災害時における住民の避難を困難にするなど国民生活の安心、安全を脅かす一つとなっています。狹隘道路に関する問題の解決に向けての一助になれば幸いと考えております。

最後に、本記記念誌発行に際してご協力いただいた方々に改めて御礼を申し上げ編集後記といたします。

編集委員長	関根一三	副会長
委員	上田尚彦	幹事長代理
委員	久保田英裕	会計責任者
委員	阿部公仁	埼玉政連会長
委員	花上康一	神奈川政連副会長
発行者	会長 椎名 勤	
発行所	全国土地家屋調査士政治連盟	
発行日	令和3年3月15日	
デザイン／印刷所	有限会社セントラル製版	



全国土地家屋調査士政治連盟

National
Land & House
Investigator
Political
Federation
*20th
Anniversary*



全国土地家屋調査士政治連盟

